

5-1 危険物施設

(完成検査済証交付施設 令和5年3月31日現在)

消防本部等	計	製造所	貯蔵所計	貯蔵所											取扱所計	取扱所										事業所数						
				屋内貯蔵所	屋外タンク	準特定屋外		特定屋外	旧法タンク	地中タンク	岩盤タンク	海上タンク	屋内タンク	地下タンク		簡易タンク	移動タンク	被牽引車型	屋外貯蔵所	給油取扱所	(セルフ)	航空機	船舶	鉄道又は軌道	自家用		(セルフ)	第1種販売	第2種販売	移送取扱所	特定移送	一般取扱所
						4	4																									
高松市	1201	6	769	161	84	4	4	5	5				26	253	1	227	24	17	426	287	75	1	12	2	133		4	1	2		132	728
丸亀市	322	5	202	67	28								8	58		30		11	115	62	20		6		24		1				52	159
坂出市	697	10	478	65	174	5	4	81	80				10	67		143	41	19	209	98	19		11		52		1	9		101	184	
善通寺市	90		60	16	5								1	25		12		1	30	21	7			10						9	48	
多度津町	103		70	26	12								3	19		7		3	33	14	3			7						19	52	
三観広域	657	1	426	77	88	6	6						11	136	8	97	9	9	230	109	18		10		47		1			120	338	
大川広域	315	4	208	63	38								6	58	5	31		7	103	62	14		6		26		3			38	158	
小豆地区	196	2	128	14	43									33	2	34		2	66	38	2		4		10		4			24	109	
仲多度南部	107		70	18	6								4	30		9		3	37	23	1			11						14	55	
常備消防計	3688	28	2411	507	478	15	14	86	85				69	679	16	590	74	72	1249	714	159	1	49	2	320		13	2	11		509	1831
直島町	70	3	44	10	24	2								3		7			23	4			1							19	9	
県下計	3758	31	2455	517	502	17	14	86	85				69	682	16	597	74	72	1272	718	159	1	50	2	320		13	2	11		528	1840

5-2 高圧ガス関係事業所

(令和5年3月31日現在)

区部	高圧ガス製造事業所数(第一種) ※延べ数							高圧ガス貯蔵所数(第一種) ※延べ数					一般消費者用 液化石油ガス 販売所	
	一般高圧ガス	可燃性・毒性	可燃性	毒性	酸素	その他	液化石油ガス	冷凍ガス	可燃性・毒性	可燃性	毒性	酸素		その他
高松市	27		3		10	14	13	10	1	10	1	6	4	67
丸亀市	14		2		5	7	8	5		4		3	1	17
坂出市	25	1	5	1	5	13	10	3	1	8		3	5	13
善通寺市										1		1	1	7
観音寺市	9		3		1	5	3	8		2		1	2	17
さぬき市	2				1	1	2	3		4		3		16
東かがわ市	1					1	4	2						8
三豊市	14		2		3	9	4	3		3	1		1	25
市計	92	1	15	1	25	50	44	34	2	32	2	17	14	170
土庄町	1		1				1							17
小豆島町							2	2						11
小豆郡計	1	0	1	0	0	0	3	2	0	0	0	0	0	28
三木町	2				1	1	1	2				1	1	4
木田郡計	2	0	0	0	1	1	1	2	0	0	0	1	1	4
直島町	4				2	2	1							2
香川郡計	4	0	0	0	2	2	1	0	0	0	0	0	0	2
宇多津町	1					1		1						4
綾川町	5				3	2	1			2				9
綾歌郡計	6	0	0	0	3	3	1	1	0	2	0	0	0	13
琴平町														4
多度津町	13				7	6				3	1	2	3	4
まんのう町							1	1						5
仲多度郡計	13	0	0	0	7	6	1	1	0	3	1	2	3	13
県計	118	1	16	1	38	62	51	40	2	37	3	20	18	230

5-3 火薬類関係営業者

(令和5年3月31日現在)

区分	火薬類製造所 (煙火)	火薬類販売所						火 薬 庫					
		計	一般	猟用	競技用	煙火	信号用	計	一級	二級	三級	煙火	庫外
高松市		11	3	2	1	2	3	33	6		2		25
丸亀市		4	1		2	1		15	1		1		13
坂出市		2			1	1		3				1	2
善通寺市		1			1			2	2				
観音寺市		2		1	1			3			1		2
さぬき市		1			1			1					1
東かがわ市		2			2			2					2
三豊市		1		1				4	2		1		1
市 計	0	24	4	4	9	4	3	63	11	0	5	1	46
土庄町		0						2	2				
小豆島町		1	1					2	1		1		0
小豆郡計	0	1	1	0	0	0	0	4	3	0	1	0	0
三木町		1			1			0					
木田郡計	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
直島町		0						1					1
香川郡計	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
宇多津町		0						0					
綾川町		0						0					
綾歌郡計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
琴平町		0						0					
多度津町		0						0					
まんのう町		0						1					1
仲多度郡計	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
県 計	0	26	5	4	10	4	3	69	14	0	6	1	48

5-4 毒物劇物営業者

令和5年3月31日

種 別 保 健 所	一 般 販 売 業	農 業 用 品 目 販 売 業	特 定 品 目 販 売 業	電 気 め っ き 事 業	金 属 熱 処 理 事 業	運 送 事 業	し ろ あ り 防 除 事 業	製 造 業	輸 入 業	小 計
小豆保健所	15	16	1	0	0	0	0	2	0	34
東讚保健所	41	22	1	0	1	1	0	13	1	80
中讚保健所	160	53	6	1	0	6	0	11	1	238
西讚保健所	59	22	3	0	0	1	0	2	0	87
県所管計	275	113	11	1	1	8	0	28	2	439
高松市保健所	295	41	13	1	0	1	0			351
全県計	570	154	24	2	1	9	0	28	2	790

※ 高松市内の一般販売業、農業用品目販売業、特定品目販売業、電気めっき事業、金属熱処理事業、しろあり事業は、高松市保健所が所管

5-5 毒物劇物製造所等の地震対策指針

この指針は、毒物劇物製造所及び取扱事業所（以下「毒物劇物製造所等」という。）において講ずる地震災害予防・応急対策計画について、指針となる事項を示すものである。

1 予防計画

第1 組織に関すること。

毒物劇物の製造又は取扱いの作業を行う者、これらの作業に係る施設等の点検・保守を行う者、地震発生時における関係機関への通報及び応急処置を行う者及び指揮監督責任者等の職務及び組織に関する事項を定めること。

第2 作業及び制御の方法に関すること。

毒物劇物の製造方法、取扱いの作業方法及びこれらの制御方法について、マニュアル化し、フロー図等を整備することにより、地震発生時速やかに作業を中断できるようにすること。

第3 施設・設備の点検の方法に関すること。

毒物劇物の製造又は取扱いに係る施設・設備及び毒物劇物の流出、漏えい防止設備等の点検の方法について、マニュアル化し、フロー図等を整備すること。

点検にあたっては、特に次の施設・設備等について重点的に実施すること。

- (1) 製造施設、取扱い施設、火気取扱い施設等の運転の停止又は制御装置
- (2) 充てん作業、火気取扱い作業、高所作業等の停止又は制御に関する方法
- (3) タンク車、タンクローリー等の待避又は安全措置に関する方法
- (4) 各種安全対策施設・設備の点検
 - ア. 防波堤、除害設備、緊急移送設備等の流出時安全施設
 - イ. 散水設備、貯水設備、排水設備、防潮堤等
 - ウ. 非常用電源設備、非常用証明設備、緊急制御設備等
 - エ. その他地震防災上必要な施設及び設備

なお、点検は、漏えい、腐食、き裂等の異常を早期に発見するため、原則として一日に一回以上点検すること。さらに、一年に一回以上、施設・設備の内部を開放し、異常の有無、また沈下状況等について精密に点検を実施すること。

2 応急対策

第1 応急対策の実施に関すること。

社内組織に基づく指揮監督責任者の指示により、速やかに施設・設備の点検を実施し、被害状況を把握するとともに、次のとおり応急措置を講ずること。

- (1) 製造施設、取扱い施設、火気取扱い施設等の運転の停止又は制御
- (2) 充てん作業、火気取扱い作業、高所作業等の停止又は制御

- (3) タンク車、タンクローリー等の待避又は安全措置
- (4) 各種安全対策施設・設備の点検
 - ア. 防波堤、除害設備、緊急移送設備等の流出時安全施設
 - イ. 散水設備、貯水設備、排水設備、防潮堤等
 - ウ. 非常用電源設備、非常用証明設備、緊急制御設備等
 - エ. その他地震防災上必要な施設及び設備
- (5) 応急用資機材による措置
 - ア. 除害用薬剤、土のう等による流出、漏えいの拡大阻止
 - イ. 消火用機器による火災の拡大阻止
 - ウ. 救急資機材による負傷者の救済
- (6) その他必要な措置

第2 情報の伝達に関すること。

- (1) 県、市町及びその他関係機関に対し、速やかに被害状況を伝達するとともに、地震に関する情報の収集に努めること。
- (2) 毒物劇物製造所等周辺の居住者に被害が波及するおそれがある場合は、速やかにその広報に努めること。

第3 避難に関すること。

被害の状況により、速やかに避難するとともに、毒物劇物製造所等周辺の居住者の避難について適切な誘導に努めること。

第4 その他地震防災応急対策に関すること。

5-6 石油基地防災計画

(令和2年度修正)

第1章 総 則

第1節 目 的

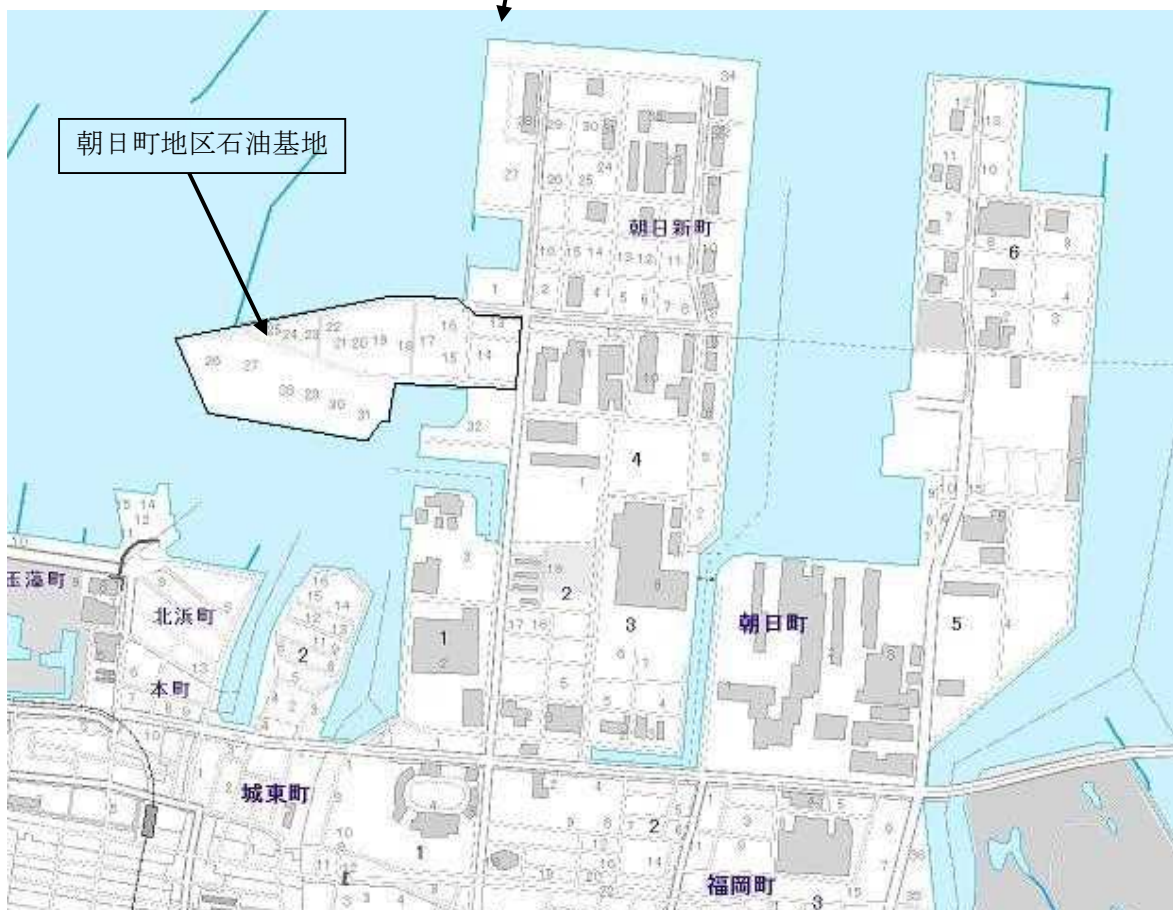
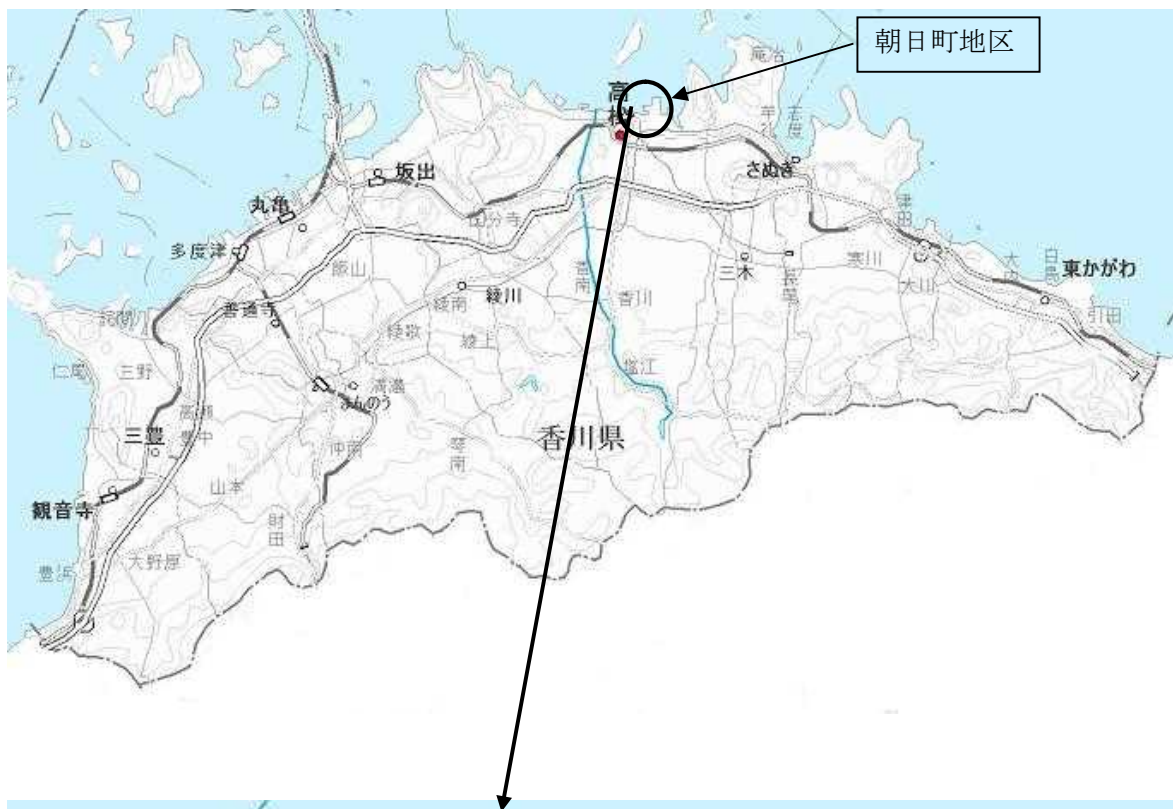
この計画は、石油基地に係る油火災等特殊災害の防災対策について、指定地方行政機関、自衛隊、県警察本部、県、石油基地が所在する高松市（以下「防災関係機関」という。）及び石油基地に存在する企業（以下「関係企業」という。）の行うべき業務を定め、これらの防災関係機関及び関係企業が全機能を発揮し、災害の防止と災害の軽減を図り、もって地域住民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

第2節 基本方針

この計画は、各種一般災害に共通する事項を除き、石油基地固有の防災対策に関し、防災関係機関及び関係企業が果たすべき責務について、組織、災害の防止及び応急措置の全般にわたり、総合的かつ実効性を有するものを定める。

第3節 石油基地の範囲

石油基地の範囲は、高松港港湾区域のうち、次図の朝日町地区内危険物取扱施設用地近隣とする。



第4節 石油基地の現況

朝日町地区石油基地の現況は、次のとおりである。

朝日町地区の現況

(1) 地区の概要

イ 位置

高松市北端中央部の高松港の北東方の朝日町四丁目の埋立地に設置されているものである。

ロ 人口数及び世帯数（令和2年8月1日現在）

(イ) 石油基地

0 世帯 0 人

(ロ) 石油基地隣接地区

朝日町一丁目	15	世帯	16	人
朝日町二丁目	196		320	
朝日町三丁目	9		13	
朝日町四丁目	-		-	
朝日町五丁目	35		37	
朝日新町	4		7	
計	259		393	

ハ 公共施設の状況

(イ) 道路

朝日町石油基地の中（東西）に公共用港湾道路（巾員 22m）が通っている。

(ロ) 臨海鉄道

なし

ニ 企業の状況

令和2年8月1日現在

事業所名	所在地	面積		従業員数	立地年月	事業内容	電話
		敷地 (m ²)	建物 (m ²)				
出光興産(株)高松 アスファルト基地	高松市朝日町 四丁目17-1	5,012	921	7	S39. 9	石油類の 貯蔵	851-2458
出光興産(株) 高松油槽所	" 28-1, 29-1	23,980	1,503	9	S38. 9	油 槽	851-1260
高松エルピーガス 販売協同組合	" 23-1	1,929	295.5	7	S43. 7	LPG 充填	851-9396
四国岩谷産業(株) 高松支店	" 25-1	1,660	409	13	S42. 5	LPG 販売	851-6277
(株)中橋商店 朝日町倉庫	" 22-1	1,640	461	4	S44. 9	石油類の 貯蔵	851-9159
大同ガス産業(株) 朝日町工場	" 24-1	3,091	671	30	S47. 2	LPG 充填	851-7017
大同ガス産業(株) 朝日町第二工場	" 14-28	2,375	489	7	H30. 9	LPG 回収 と移充填	813-2733
若宮産業(株)	" 15-15	5,673	274	9	S54.11	油 槽	851-4824
加茂谷運送(株) 高松支店	" 16-1	10,875	184	16	H13. 4	石油類の 輸送等	821-2511
蓮井コンクリート (株)	" 14-39	101	98.6	11	H13. 9	自家用給 油	851-7676
内外プロパン(株)	" 20-1	6,612	1,482.98	7	S39. 3	LPG 充填	821-8154
四国ガス燃料(株) 高松営業所	" 19-1	9,920	355	27	H4.10	LPG 充填	821-2272
四国ガス(株) 高松工場	" 18-1	14,329	1,554	14	H15. 7	都市ガス 供給	811-2210
(株)真屋商店	" 496-155	1,373	54.38	15	S44	薬品販売	815-7757

ホ 危険物及び高圧ガス等施設の状況

令和2年8月1日現在

(イ) 危険物及び高圧ガス製造施設等

(a) 品目別数量「移動タンク貯蔵所、移送取扱所及び一般取扱所（油槽所）を除く」

事業所名	第一 石油類 (kℓ)	第二 石油類 (kℓ)	第三 石油類 (kℓ)	第四 石油類 (kℓ)	その他 (kℓ)	計 (kℓ)
出光興産(株)高松アス ファルト基地	0.1	0.2	12.1	67.178		79.578
出光興産(株) 高松油槽所	6,408	4,915	3,609	1,273		16,205
(株)中橋商店 朝日町倉庫	1.036		0.54		2.8 (アルコール類)	4.376
若宮産業(株)	905.2	1,980.5	1012	3		3,900.7
加茂谷運送(株) 高松支店		30				30
蓮井コンクリート(株)		9.6				9.6
(株)真屋商店		3.16			2.63 (アルコール類)	5.79
計	7,314.336	6,938.46	4,633.64	1,343.178	5.43	20,235.04

(b) 危険物屋内貯蔵所

事業所名	貯蔵量 (k l)						面積 (m ²)	構造
	第一石 油類	第二石 油類	第三石油 類	第四石油 類	アルコ ール類	計		
出光興産(株) 高松アスファ ルト基地	0.1	0.2	0.1	22		22.4	36.4	コンクリートブロッ ク 平屋建スレート 葺
出光興産(株) 高松油槽所			18	54		72	206	コンクリートブロッ ク 平屋建スレート 葺
			30	90		120	187	
			40	180		220	683	
若宮産業(株)	0.2	0.5	2	3		5.7	26.8	コンクリートブロッ ク 平屋建計量 鉄板葺
(株)中橋商店 朝日町倉庫	1.036		0.54		2.8	4.376	124.8	鉄骨スレート平 屋建スレート葺 (一部耐 火)
(株)真屋商店		3.16			2.63	5.79	21.2	コンクリートブロッ ク
計	1.336	3.86	90.64	349	5.43	450.266	1285.2	

(c) 危険物屋外タンク貯蔵所

事業所名	貯蔵量 (k l)				内径 (m)	高さ (m)	屋根 型式	防油堤
	第一石 油類	第二石 油類	第三石 油類	第四石 油類				
出光興産(株) 高松アスファルト基地			10		1.932	4.595	円錐	RC 造 高さ 0.7m 容量 11.4m ³
出光興産(株) 高松油槽所		490			9.6	7.65	円錐	RC 造 高さ 1.0m 容量 2,432m ³
		490			9.6	7.68		
		730			10.64	9.14		
			1,960		13.56	15.19		
	1,450				11.62	15.19		
	1,450				11.62	15.19		
		600			9.67	9.12		
	490				8.63	9.10	円錐	RC 造 高さ 1.3m 容量 2.626m ³
				490	8.63	9.10		
		490			8.63	9.08		
			490		8.63	9.11		
			490		8.63	9.13		
			490		8.63	9.10		
	950				10.64	12.18		
2,068				15.5	12.16			
	2,107			15.5	12.16			
若宮産業(株)	905				9.7	13.7	円錐	RC 造 高さ 0.6m 容量 1,143.45m ³
		470			7.8	10.7		
		470			7.8	10.7		
		470			7.8	10.7		
			470		7.8	10.7		
			440		7.8	10.7		
		470			7.8	10.7		

(c) 危険物屋外タンク貯蔵所 (続き)

事業所名	貯蔵量 (k l)				内径 (m)	高さ (m)	屋根 型式	防油堤
	第一石 油類	第二石 油類	第三石 油類	第四石 油類				
四国ガス (株) 高松工場		0.98			1.1	1.2	円錐	RC 造 高さ 0.4m 容量 4.8m ³
		0.98			1.1	1.2		
		0.98			1.1	1.2		
		0.98			1.1	1.2		RC 造 高さ 0.4m 容量 1.6m ³
		0.98			1.1	1.2		
		0.98			1.1	1.2		
計	7,313	6,792.88	4,350	490				

(d) 危険物地下タンク貯蔵所

事業所名	貯蔵量 (k l)					形状	寸法 (m)
	第一 石油類	第二 石油類	第三 石油類	第四 石油類	計		
若宮産業(株)			50		50	円筒横置	胴長 9.16 直径 2.70
		25	25		50	円筒横置	胴長 9.16 直径 2.70
		25	25		50	円筒横置	胴長 9.16 直径 2.70
			50		50	円筒横置	胴長 9.16 直径 2.70
計	0	100	100	0	200		

(e) 危険物屋外貯蔵所

事業所名	貯蔵量 (k l)					面積 (m ²)
	第一 石油類	第二 石油類	第三 石油類	第四 石油類	計	
出光興産(株) 高松油槽所				60	60	145.61
			20	60	80	136.74
		2	4	96	102	136.6
		4	7	75	86	137.6
		2	20	48	70	96.6
			20	60	80	96.6
			20	60	80	96.6
出光興産(株) 高松アスファルト ト基地				25.6	25.6	77.6
計		8	91	484.6	583.6	923.95

(f) 危険物給油取扱所

事業者名	貯蔵量 (k l)	形状	寸法 (m)
	第二石油類		
加茂谷運送(株)高松支店	30	円筒横置	胴長 9.184 直径 2.10
蓮井コンクリート(株)	9.6	円筒横置	胴長 6.10 直径 1.45
計	39.6		

(g) 危険物移送取扱所

事業所名	配管延長(k m)	油類	取扱量(k l/日)
出光興産(株) 高松油槽所	0.560	第一・二・三・四石油類	8,000
若宮産業(株)	0.256	第一・二・三石油類	600
計	0.816		8,600

(h) 危険物一般取扱所

事業所名	取扱量(k l)					面積(m ²)
	第一 石油類	第二 石油類	第三 石油類	第四 石油類	計	
出光興産(株)			2		2	58.3
高松アスファルト基地				19.578	19.578	58.3
出光興産(株) 高松油槽所	1,000	1,300	500	50	2,850	603
若宮産業(株)	40	70	80		190	204
計	1,040	1,370	582	69.578	3,061.578	

(i) 高圧ガス製造所

事業所名	ガス名	容量(t)	型式	寸法(m)
高松エルピーガス 販売協同組合	液化石油ガス	20	横置円筒型	胴長 10.06 直径 2.5
大同ガス産業(株) 朝日町工場	液化石油ガス	15	横置円筒型	胴長 7.655 直径 2.5
	液化石油ガス	10	縦置円筒型	胴長 5.71 直径 2.5
	液化石油ガス	30	横置円筒型	胴長 8.838 直径 3.3
	液化石油ガス	2.8	横置円筒型	胴長 3.126 直径 1.6
	液化石油ガス	60	縦置円筒型	胴長 14.586 直径 3.6
	液化石油ガス	20	横置円筒型	胴長 4.78 直径 3.2
大同ガス産業(株) 朝日町第二工場	液化石油ガス	20	横置円筒型	胴長 10.09 直径 2.5
	液化石油ガス	2.9	横置円筒型	胴長 3.15 直径 1.75
内外プロパン(株)	液化石油ガス	20	横置円筒型	胴長 10.05 直径 2.5
	液化石油ガス	20	横置円筒型	胴長 10.05 直径 2.5
	液化石油ガス	20	横置円筒型	胴長 10.05 直径 2.5
四国ガス燃料(株) 高松営業所	液化石油ガス	30	縦置円筒型	胴長 10.381 直径 3.34
	液化石油ガス	30	縦置円筒型	胴長 10.381 直径 3.34
	液化石油ガス	30	縦置円筒型	胴長 10.381 直径 3.34
計		330.7	—	—

(j) 都市ガス事業所

事業所名	ガス名	容量	型式	防液堤
四国ガス(株) 高松工場	液化天然ガス	5,000 t	縦置円筒型	PC防液堤 高さ 23.5m 容量 12,675m ³
	都市ガス	68,000m ³	球形	—

(ロ) 消火設備等

事業所名	設備 危険物製造事業所等の 消火設備	消防水利		その他 の消火 設備
		消火栓 基 数	貯水槽等 (構造、容量、数量)	
		屋 外		
出光興産(株) 高松アスファルト基地	消防法に基づく消火設備	—	鉄筋コンクリート造 淡水 40t 数量 1	消火器
出光興産(株)高松油槽所	消防法に基づく消火設備	22	鉄筋コンクリート造 淡水 200.9t 数量 1	消火器
高松エルピーガス販売 協同組合	高圧ガス保安法に基づく 消火設備	—	鉄筋コンクリート造 淡水 66t 数量 1	消火器
四国岩谷産業(株) 高松支店	高圧ガス保安法に基づく 消火設備	—		消火器
(株)中橋商店 朝日町倉庫	消防法に基づく消火設備	—		消火器
大同ガス産業(株) 朝日町工場	高圧ガス保安法に基づく 消火設備	—	鉄筋コンクリート造 淡水 121t 数量 1	消火器
大同ガス産業(株) 朝日町第二工場	高圧ガス保安法に基づく 消火設備	—	鉄筋コンクリート造 淡水 60t 数量 1	消火器
若宮産業(株)	消防法に基づく消火設備	3	鉄筋コンクリート造 淡水 40t 数量 1	消火器
加茂谷運送(株)高松支店	消防法に基づく消火設備	—		消火器
蓮井コンクリート(株)	消防法に基づく消火設備	—		消火器
内外プロパン(株)	高圧ガス保安法に基づく 消火設備	—	鉄筋コンクリート造 淡水 245t 数量 1	消火器
四国ガス燃料(株) 高松営業所	高圧ガス保安法に基づく 消火設備	—	地 下 貯 水 槽 淡 水 167.7t 数量 1	消火器
四国ガス(株)高松工場	ガス事業法に基づく防消 火設備	9	鉄筋コンクリート造 淡水 350t 数量 1	消火器
(株)真屋商店	消防法に基づく消火設備	—	—	消火器

朝日町石油基地見取図

N



海

防波堤

第一棧橋

海上保安部

第二棧橋

(株)中橋商店

(株)真屋商店

高松エルピーガス
販売協同組合

内外
プロパン
(株)

四国
ガス
燃料
(株)

四国
ガス
(株)高松工場

四国ガス
(株)

加茂谷運送
(株)

出光興産(株)
高松アスファルト基地

若宮産業(株)

若宮産業(株)

大同ガス産業(株)
朝日町工場

四国岩谷産業(株)

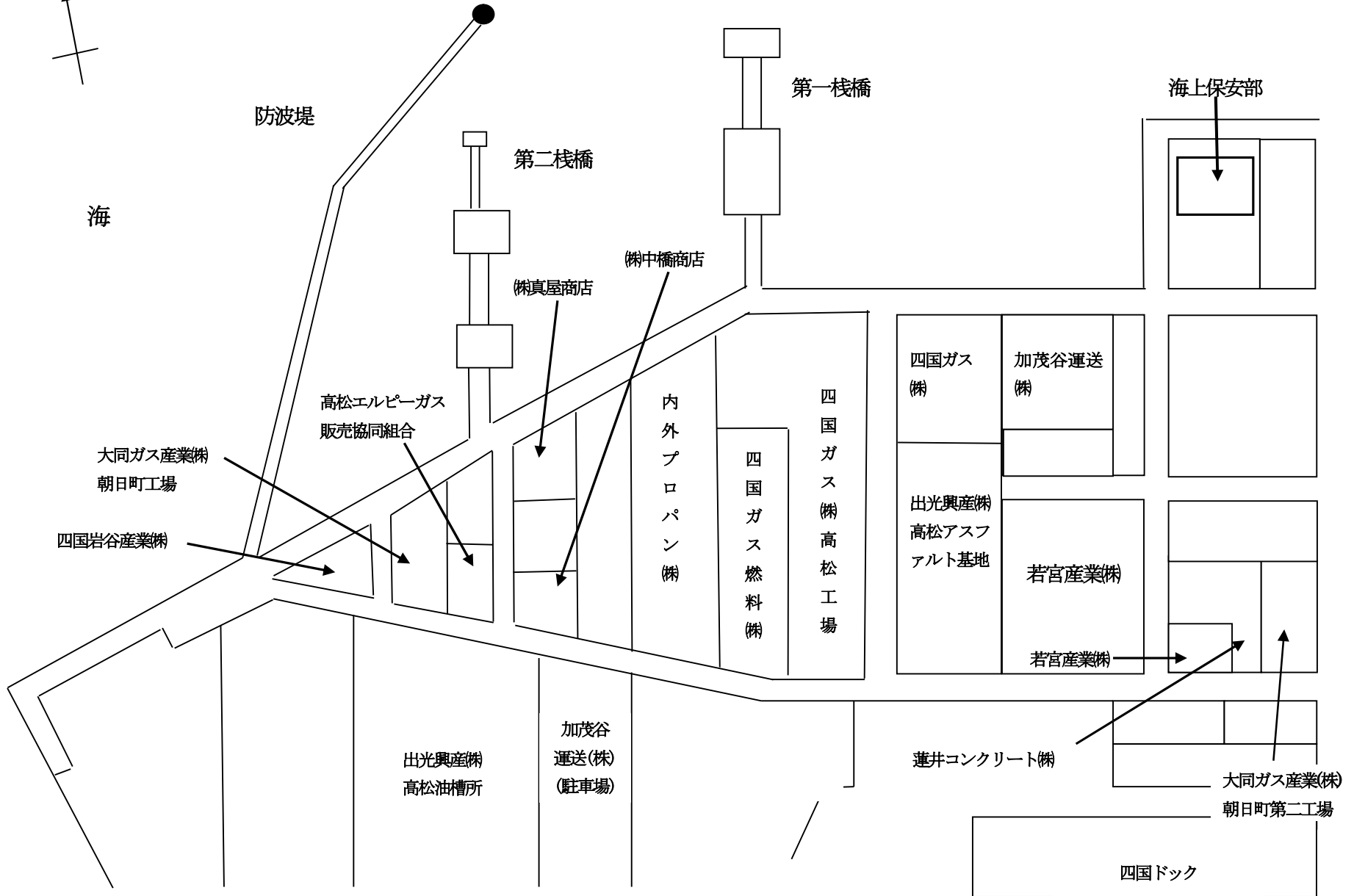
出光興産(株)
高松油槽所

加茂谷
運送(株)
(駐車場)

蓮井コンクリート(株)

大同ガス産業(株)
朝日町第二工場

四国ドック



第5節 防災に関する組織及び業務の大綱

石油基地の防災対策に関する防災関係機関及び関係企業の組織並びに業務の大綱について定める。

1. 組 織

(1) 実施機関

石油基地の防災対策を実施する防災関係機関及び関係企業は、次のとおりである。

イ 指定地方行政機関

中国四国産業保安監督部四国支部

香川労働局・高松労働基準監督署

高松海上保安部

ロ 自 衛 隊

陸上自衛隊第14旅団第15即応機動連隊

ハ 県警察本部

ニ 県

危機管理総局

環境森林部

農政水産部

土 木 部

ホ 高 松 市

総 務 局

消 防 局

ヘ 関係企業

出光興産(株)高松アスファルト基地

出光興産(株)高松油槽所

高松エルピーガス販売協同組合

四国岩谷産業(株)高松支店

(株)中橋商店朝日町倉庫

大同ガス産業(株)朝日町工場

大同ガス産業(株)朝日町第二工場

若宮産業(株)

加茂谷運送(株)高松支店

蓮井コンクリート(株)

内外プロパン(株)

四国ガス燃料(株)高松営業所

四国ガス(株)高松工場

(株)真屋商店

(2) 岡山県・香川県防災相互応援協定の締結

岡山県と香川県の間で、特殊災害の発生のおそれのある場合に対処するため、災害対策基本法第 74 条の規定に基づき相互の迅速かつ適切な通報、連絡及び相互応援体制について定め、もって特殊災害の被害を最小限に止めること及び発生を防止する。

(3) 香川県石油基地防災対策連絡協議会

県内の臨海工業地帯における災害を未然に防止するため、並びに災害の発生のおそれがある場合、又は発生した場合における事故対策を迅速的確に実施し、災害を局限するため、関係機関及び関係企業が密接に連絡を図り、もって住民の安全確保を図る。

同連絡協議会は、次の会員をもって構成する。

会 員

中国四国産業保安監督部四国支部保安課長
香川労働局労働基準部健康安全課長
高松労働基準監督署長
高松海上保安部警備救難課長
陸上自衛隊第 14 旅団第 15 即応機動連隊第 3 科長
香川県警察本部警備課長
香川県危機管理総局危機管理課長
香川県環境森林部環境管理課長
香川県農政水産部水産課長
香川県土木部港湾課長
高松市消防局消防防災課長
高松市消防局予防課長
高松市総務局危機管理課長
日本赤十字社香川県支部事業推進課長
高松市朝日町石油基地企業代表

(4) 香川地区大量排出油等防除協議会

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和 45 年法律第 136 号)第 43 条の 6(排出油等の防除に関する協議会)の規定に基づき、香川地区(高松海上保安部管轄区域内海域及びその隣接海域)において、大量の油若しくは有害液体物質の排出事故が発生した場合の防除活動について必要な事項を協議し、かつ、会員間における連携を推進すること及び他の地区の大量排出油等防除協議会との連携を推進する。

(5) 高松市・高松海上保安部船舶消防相互援助協定の締結

「海上保安庁の機関と消防機関との業務協定の締結に関する覚書(昭和 43 年 3 月 29 日)」に基づき船舶の火災及びその他の災害について高松市と高松海上保安部が協力し、相互の能力を活用して被害を最小限度に防止し、併せて消防教務の

調整を図る。

(6) 高松市朝日町石油基地共同防災対策協議会

高松市朝日町四丁目に設置されている危険物取扱事業所が協定して危険物関係の貯蔵取扱いの安全を図り、石油基地の公害を含む災害防止に関する対策の確立と推進を図るとともに、災害による被害を最小限に止めるため相互の援助、協力し、公共の安全を確保する。

(7) 高松港台風・津波等災害防止対策協議会

高松港における台風、津波、発達した低気圧等による海難及び災害の防止、被害の軽減に資するための諸対策を検討し、高松港長に対し、必要な建議を行うとともに、これらに関する調査研究を行い、もって高松港の安全の確保に寄与する。

2. 業務の大綱

(1) 実施機関

イ 指定地方行政機関及び自衛隊（以下「国の関係機関」という。）は、自ら又は、他の防災機関と共同で石油基地の防災対策を実施するとともに、指定公共機関・県・県警察本部並びに高松市及び関係企業の業務が円滑に行われるよう必要な協力、指導又は助言を行う。

(イ) 中国四国産業保安監督部四国支部

- a 都市ガス施設の保安対策の監督指導
- b 高圧ガス及び電気施設の保安管理の点検指導
- c 保安教育の徹底

(ロ) 香川労働局・高松労働基準監督署

- a 関係企業の労働災害防止の監督指導
- b 労働安全衛生教育の徹底

(ハ) 高松海上保安部

- a 海上の災害に係る救助、救援に関すること。
- b 海上の災害に係る防御に関すること。
- c その他海上の災害に係る船舶の安全の確保に関すること。

(ニ) 陸上自衛隊第14旅団第15即応機動連隊

災害派遣出動による救護活動

ロ 県警察本部

県警察本部は、石油基地の防災対策について、下記のとおり実施するとともに、指定公共機関、県、市等関係機関などと、連携して防災対策にあたる。

- (イ) 治安の維持及び警備
- (ロ) 応急対策に従事する車両の交通確保

ハ 県

県は、高松市を包括する地方公共団体として防災関係機関及び関係企業の協力

を得て、石油基地の防災計画の実施を推進するとともに、防災対策が有効、かつ適切に行われるよう高松市及び関係企業に対し、指導、助言その他必要な措置を講ずる。

- (イ) 危機管理総局
 - a 災害情報の収集伝達
 - b 自衛隊災害派遣の要請
 - c 応援体制の総合調整
 - d 防災資機材の整備
 - e 高圧ガスの規制及び指導
 - f 高圧ガスの保安管理の指導監督
 - g 高圧ガスの保安教育訓練の徹底
 - h 高圧ガス防災設備及び資機材の充実指導
- (ロ) 環境森林部
 - a 生活環境の保全
- (ハ) 農政水産部
 - a 漁業関係団体への情報伝達
- (ニ) 土木部
 - a 港湾施設の保全
 - b 防災資機材の整備

二 高松市

高松市は、防災関係機関及び関係企業の協力を得て、石油基地の防災に関する計画を作成し、これを実施するとともに、関係企業に対し、指示、指導その他必要な措置を講ずる。

また、高松市は、高松海上保安部、坂出海上保安署、港湾管理者及び近接する市町と業務の分担又は応援について協定を締結する。

- (イ) 災害情報の収集伝達
- (ロ) 地域住民の避難措置
- (ハ) 危険物、高圧ガス及び都市ガス火災の防御
- (ニ) けい留船舶の火災防御及び漏油の拡散防止
- (ホ) 危険物の規制及び指導
- (ヘ) 生活環境の保全

ホ 関係企業

石油基地の防災上重要な施設の管理者である関係企業は、法令及び県並びに高松市防災計画の定めるところにより、誠実に責務を果たし、又は防災に寄与するよう努めなければならない責務を有することにかんがみ、防災組織、災害の予防及び応援対策について計画を定め、自主的に防災に努めるほか、連携して防災対策を実施する。

- (イ) 自衛消防隊その他の防災組織の強化

- (ロ) 関係企業連絡協議会の設置等相互応援体制の確立
- (ハ) 防災関係機関に対する協力
- (ニ) 防災設備資機材の整備
- (ホ) 防災教育訓練の実施
- (ヘ) その他災害の防止及び応急対策に関する業務の実施

(2) 香川県石油基地防災対策連絡協議会

石油基地防災対策連絡協議会は、石油基地の防災対策を調整審議し、計画を作成し、その実施を促進するとともに、防災関係機関及び関係企業間の総合調整に当たる。

(3) 高松市朝日町石油基地共同防災対策協議会

関係企業の連絡協議会は、石油基地の防災対策に関する相互応援計画を定め、共同して防災対策を実施する。

第2章 災害想定

危険物、高圧ガス及び都市ガス等が大量に集積されている石油基地地区における災害は、他の地域と異なり、油火災、油の流出、危険物等の積載船舶の事故等いわゆる特殊災害が想定される。これらの災害は短時間の内に拡大する危険性が大きく、初期防災活動の遅れが、鎮圧困難な災害につながるおそれを有している。

第1節 震災時の想定地震

平成25年3月～26年4月に亘って公表した「香川県地震・津波被害想定」による被害予測にもとづき、被害想定を行う。

この被害予測によれば朝日町地区は震度6強、最大津波高さ1.0m（最大津波水位：TP+2.7m）、液状化危険度が極めて高い地域であるといえる。

第2節 石油基地における災害想定

石油基地における災害は、平常時に起こりうる火災等の災害及び震災時に揺れや揺れによる液状化、津波により発生する災害等が考えられる。以下に施設区分ごとに考えられる被害想定を例示する。

1. 危険物タンクの災害

(1) 漏洩

タンクの底板や側板の損傷による漏洩、タンクの附属配管やバルブ等からの漏洩。

防油堤が健全であれば、防油堤外に溢れることはないが、大量の危険物が一気に流出、又はその他の要因により防油堤が破損した場合は、海上に流出する可能性がある。

(2) 漏洩火災

漏洩した危険物に何らかの火源により引火した場合、防油堤内液面火災が低引火点の危険物の場合に想定される。

(3) タンク火災

内部浮き蓋付タンク及び固定屋根式タンクの液面全面火災。

(4) タンク内爆発

タンクの工事や清掃中等タンクを開放しての作業中等に、タンク内に残留している可燃性蒸気の爆発。

(5) スロッシング

地震波とタンク内の液体が共振して液面が大きく揺れることにより、浮き蓋付の危険物タンクでは、浮き蓋の損傷、内容物の溢流が発生する可能性がある。

2. 可燃性ガス貯槽の災害

(1) 漏洩

ガス貯槽については、液化石油ガス及び液化天然ガスの貯槽がある。貯槽本体からの漏洩は通常考えられないが、附属配管、バルブ等からの漏洩が想定される。

(2) 漏洩爆発又は漏洩火災

漏洩した可燃性ガスに着火して爆発や火災。

3. 入出荷施設等の災害

栈橋に繋留されたタンカー等からの危険物等の流出、タンカーの火災、受入・払出配管等からの危険物等の漏洩・火災等。

第3章 災害予防計画

この計画は、石油基地における災害の発生を未然に防止するための計画とする。

第1節 危険物、高圧ガス及び都市ガス災害予防計画

この計画は、平常時及び震災時における危険物、高圧ガス及び都市ガスによる災害等の予防について定める。

1. 実施機関

(1) 防災関係機関

イ 次の防災関係機関は、関係企業に対し、必要な監督指導を行う。

(イ) 国の関係機関（中国四国産業保安監督部四国支部・香川労働局・高松労働基準監督署・高松海上保安部）

(ロ) 県（危機管理課）

(ハ) 高松市（消防局）

ロ 次の防災関係機関は、危険物、高圧ガスの災害予防に必要な防災資機材の整備を行う。

(イ) 県（危機管理課）

(ロ) 高松市（消防局）

(2) 関係企業

関係企業は、第一次災害予防責任者として、危険物、高圧ガス及び都市ガスの設備、取扱い、資機材の整備及び輸送等の全ての点において十分な安全対策を講ずる。

2. 危険物、高圧ガス及び都市ガスの災害予防の基本的事項

(1) 点検査察等監督指導の強化

イ 中国四国産業保安監督部四国支部

高圧ガス、電気及び都市ガス施設の保守管理の点検指導を行い、保安対策の監督指導を徹底する。

自主保安体制や施設の技術基準の適合義務について必要な監督指導を行う。

ロ 香川労働局・高松労働基準監督署

労働災害防止について、監督指導を行う。

ハ 高松海上保安部

危険物及び都市ガス荷役専用岸壁（栈橋）の設備、必要な消防資機材の整備並びに荷役時における保安体制について監督指導を行う。

ニ 県（危機管理課）

消防機関が行う危険物施設の許可及び予防査察等について、助言を行う。

高圧ガス製造所及び取扱所の設備、保安体制について、定期又は臨時に立ち入

り、安全について監督指導を行う。

ホ 高松市(消防局)

消防関係法令に基づき、危険物製造所等の施設に定期又は臨時に立入り、その施設の検査を行い、法令に定める技術上の基準に適合した状態を維持するよう指導し、又は必要な指示を行う。

(2) 公設消防力の強化

イ 化学消防車等の増強

高松市消防局は、消防力の整備指針により、化学消防車等の整備に努める。

ロ 消火薬剤の備蓄

高松市は、消火薬剤等を備蓄する。

(3) 関係企業の自主点検の徹底及び保安体制の強化

関係企業は、危険物施設については危険物保安監督者、高圧ガス施設については高圧ガス保安統括者、保安係員、都市ガス施設については保安統括者、ガス主任技術者を選任し、予防規程又は危害予防規程を制定し、日常の点検計画に従い、自主点検を徹底して行う。

また、自衛消防組織を確立し、防火管理者を定め、消防計画を作成し、消防活動に必要な資機材を設備し、保安体制の強化を図る。

関係企業は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域の被害想定を確認するとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

(4) 関係企業の協力体制の確立

危険物、高圧ガス及び都市ガスの火災等の場合、その性質から特に初期鎮圧が必要とされるため、関係企業は、協力体制を確立する。高松市朝日町地区の関係企業は、高松市朝日町石油基地共同防災対策協議会を活用し、有事における協力体制を確立する。

(5) 労働安全衛生の確保と安全衛生意識の高揚

イ 関係企業は、危険物及び高圧ガス、都市ガスの各施設及びその作業について、危険性・有害性等の調査とその結果に基づく災害防止措置を行い、下請け企業を含めた労働者の安全衛生を確保する。

ロ あらゆる機会をとらえて労働者の安全衛生意識の高揚を図る。

(6) 危険物及び高圧ガス安全輸送の確保

陸上輸送機関は、危険物及び高圧ガスの安全輸送について、次のような安全対策を講ずる。

イ 危険物及び高圧ガス輸送車両の連結制限等運転操者の安全確保

ロ 危険物及び高圧ガスの積載及び運搬方法の安全確保

ハ 危険物及び高圧ガス荷役の安全確保

- ニ 危険物及び高圧ガス輸送車両の停車、留置場所の安全確保
- ホ 輸送従事者の労働条件の適正化

3. 危険物、高圧ガス及び都市ガス施設安全計画

(1) 位置関係

イ 危険物、高圧ガス及び都市ガス施設

危険物、高圧ガス及び都市ガス施設は、その施設の危険度に応じ、民家等との間に十分な距離が必要である。万一災害が生じた場合に自己施設以外に災害を拡大させないため、民家との距離及びその施設の所在する周囲の地形を考慮し、その位置を選定する。

ロ 企業内における施設の位置

企業内における危険物施設の位置は、消防関係法令に定められているが、万一火災等の災害が発生した場合に、被害を最小限に防止するために、施設相互間の保有空地を十分に確保し、かつ消防活動に活用できる道路を設ける。

ハ 岸壁等の破損防止

臨海部に設置されている危険物、高圧ガス及び都市ガス施設の周囲の岸壁及び敷地は、波浪、高潮、地震及び津波等により破損しないよう十分に配慮する。

(2) 構造関係

イ 貯蔵タンク等の基礎

「香川県地震・津波被害想定」による被害予測によれば、朝日町地区では、震災時に液状化が起こる恐れがある。液状化が起こると、タンク等の変形、底板の裂傷、装置類又は附属配管等の損傷を招く可能性があるため、基礎地盤に対して、地盤改良等の耐震対策を推進する。

ロ 貯蔵タンク等の構造

危険物、高圧ガス及び都市ガス施設の貯蔵タンク等が地震等により火災となった場合は、消火鎮圧が困難であるため、耐震対策として、タンクの弁、配管、水抜管、保冷装置、電気設備及び避雷設備等あらゆる点で十分な維持管理に努める。

ハ 防油堤及び防液堤

防油堤及び防液堤は、貯蔵タンク内の危険物等が排出した場合の拡散防止の施設であるため、防油堤及び防液堤の容量、高さ、構造及び水抜口等について検討し、耐震対策及び波浪対策を推進する。

(3) 設備関係

イ 消火設備

消火設備は、消防関係法令に定められているが、特に危険性を考慮し、十分な設備とする。また、消防用水を十分確保し、消火栓、貯水槽を適正に配置するとともに、常時使用できるよう維持管理に努める。

ロ 電気設備

電気設備は、消防関係法令に定める安定基準を遵守し、故障又は停電の場合に

備えて、予備電源を確保する。

また、予備電源は、津波等による被害が及ばないように対策推進する。

4. 危険物災害予防計画

(1) 危険物の排出に対する保安対策

イ 付帯設備の設置

危険物製造所等において、危険物を取り扱う機械器具、その他の設備には、危険物の排出を防止するための付帯設備を設ける。

ロ 配管の取り付け位置

危険物製造所等の配管は、原則として地上配管とし、危険物が排出したとき、直ちに発見できるようにする。

ハ 防油堤等の設置

危険物製造所等から危険物の排出した場合を考慮し、周囲に鉄筋コンクリート等の防油堤を設け、さらに排出した危険物を除去するため、吸引、吸着、その他必要な措置を講ずるための設備を設けるとともに、配管の曲がり又はタンクから配管までの間は、耐震対策として、フレキシブル等を用いる。

ニ 日常点検等の実施

危険物施設は日常点検および、定期点検を実施し、施設の維持管理を行う。

(2) 危険物による爆発又は火災に対する安全対策

イ 静電気の蓄積防止

湿度が低い気象条件のもとで、危険物を取り扱う場合には、静電気が容易に発生蓄積され、これが原因で爆発火災を起こすことがあるので、設備等にはアースを設ける。また、取扱いには細心の注意を払う。

ロ 危険物の性状の把握

危険物の性状、特に引火点、爆発範囲、着火温度、沸点及び蒸気密度等を把握して危険物を取扱い、爆発又は火災の発生を防止する。

ハ 火源に対する注意とガス検知

火源の発生原因となる電気設備又は過熱装置等のある場所において危険物を取り扱うときは、これらの設備又は火災の危険防止を図る。

ニ 廃棄すべき危険物の処理

廃棄すべき危険物は、原則として焼却廃棄とし、海中又は水中に放出若しくは投下をしない。

(3) 危険物の運搬に対する安全対策

イ 積載方法

(イ) タンク車、タンクローリー等に危険物を積み込むときは、流量計を用い、管内速度を毎秒1 m以下に保持して張り込む。なお、張込み中は、本体をアースしておく。

(ロ) ドラム等法令に定められている容器に収容した危険物をトラック等に積

載する場合には、当該容器を落下し、転倒し、又は破損しないように注意する。

ロ 輸送方法

タンク車、タンクローリー車等で危険物を輸送する場合には、移送開始前に底弁、その他の弁、マンホールのかぶた、消火器等の点検を十分に行い、著しく摩擦又は動揺を起こさないよう注意する。また、ドラム等法令に定められている容器に収納した危険物を運搬する場合も、摩擦又は動揺を避ける。

(4) スロッシング対策

タンク本体は、スロッシングによる液面上昇に対して、必要な余裕高さを有することにより、浮き蓋の機能を維持し、空気との接触による可燃性ガスの発生を抑制する。

浮き蓋のねじれによる破損や落下、沈下防止のためのガイドを設置し、浮き蓋上に溢流することを防ぐ。

(5) 津波対策

イ 予防規程の充実

地震に伴う津波が発生し、又は発生するおそれがある場合における施設及び設備に対する点検、応急措置等に関する次のような事項を予防規程に定める。

- (イ) 従業員等への連絡方法
- (ロ) 従業員等の安全確保等に係る対応
- (ハ) 施設の緊急停止の方法、手順等
- (ニ) 施設の緊急停止等の実施体制
- (ホ) 従業員への教育及び訓練
- (ヘ) 入構者に対する周知

ロ 屋外タンク貯蔵所の対策

津波による屋外貯蔵タンクの被害形態は、津波浸水深、タンクの自重、タンクの内径、貯蔵危険物の重量等の状況により異なることから、屋外タンク貯蔵所の所有者等は、それぞれの状況を踏まえ具体的な被害予測を行った上で、次のような事項を予防規程に定める。

(イ) 特定屋外タンク貯蔵所

タンク底板から3メートル以上の津波浸水が想定された特定屋外貯蔵タンクにあっては、配管を通じた当該タンクからの危険物の流出を防止する措置

(ロ) 特定屋外タンク貯蔵所以外の屋外タンク貯蔵所

可能な限り危険物の流出を最小限にとどめるための具体的な対策

5. 高圧ガス災害予防計画

(1) 破壊に対する保安対策

イ 設計基準の確保

高压ガス設備は、常用の圧力又は常用の温度において発生する最大の応力に対し、十分な強度を有するものであり、さらに常用の圧力の 1.5 倍以上の圧力で行う耐圧試験に合格したものを使用する。

ロ 安全装置の確実性

高压ガス設備には、当該設備内の圧力が許容圧力を超えた場合に直ちにその圧力を許容圧力以下に戻すことができる安全弁等の安全装置を設け、必要な箇所に圧力計を設ける。

ハ 散水装置の設置

可燃性ガスの貯槽には温度の上昇を防止するため冷却用散水装置を設ける。

散水装置のポンプ等は、津波、高潮等の影響を考慮し、必要な対策を講ずる。

ニ 腐食防止

高压ガス設備には、腐食を防止するための措置を講ずる。特に臨海地区では塩害の影響が著しいので、塗装を確実にを行う。

(2) 爆発に対する対策

イ 安全装置の設置

可燃性ガス貯槽の液出入配管には、可燃性ガス貯槽から 5 m 以上離れた位置で操作できる緊急遮断弁を設け、可燃性ガス漏えい時に安全に、かつ、速やかに可燃性ガスを遮断できるようにする。また、安全弁には、ガス装置外の安全な場所に放出できる放出管を設ける。

ロ 漏洩ガスの検知

装置外に漏洩したガスによって引火爆発する可能性があるので、可燃性ガスの漏洩を検知し、かつ、警報するための設備を設ける。

ハ 換気

ガス設備は、できるだけ通風のよい場所に設置し、ガスの漏洩の場合に滞留しない構造とする。万一漏洩した場合を考慮し、爆発限界に達しないよう短時間に換気できるファンを設置する。

ニ 電源

電源装置は、津波、高潮等による被害を防止する措置をとるとともに、万が一に備え、非常用電源を有する。

(3) 高压ガスの移動に対する安全対策

イ 積載方法

突出したバルブのある充填容器等には、プロテクター、又はキャップを施すとともにロープ掛け等で固定し、転落、若しくは転倒しないように注意する。

ロ 移動方法

充填容器等は、温度が常に 40 度以下に保たれるように措置し、車両に警戒票を掲げるとともに、粉末消火器を積載する。

6. 都市ガス災害予防計画

(1) 破壊に対する保安対策

イ 設計基準の確保

都市ガス設備は、技術基準に定める適切な構造であり、耐圧試験や気密試験に合格したものを使用する。

ロ 安全装置の確実性

過剰充填、異常反応等により常用の圧力以上に圧力が上昇した場合に、直ちに常用圧力以下に戻せる安全弁等の安全装置を設置し、必要な箇所に圧力計を設ける。

ハ 冷却装置の設備

貯槽に冷却用散水装置を設け、圧力上昇を抑える。

ニ 腐食防止

装置(配管も含む)には、腐食を防止するための設備を講ずる。特に臨海地区では塩害の影響が著しいので、塗装を確実に行う。

(2) 爆発に対する対策

イ 安全装置

貯槽の液出入配管には、緊急遮断弁を設け、ガス漏えい時に安全に、かつ、速やかに可燃性ガスを遮断できるようにする。また、安全弁には、ガス装置外の安全な場所に放出できる放出管を設ける。

ロ 漏洩ガスの検知

装置外に漏洩したガスによって引火爆発する可能性があるので、漏洩を検知し、かつ、警報するための設備を設ける。

第2節 海上災害予防計画

この計画は、石油基地地先水面における災害予防について定める。なお、この計画は、石油基地地先以外の海面における危険物に係る海上災害にも準用する。

1. 実施機関

(1) 高松海上保安部

海上災害予防活動を適切かつ効果的に実施するため、関係機関と連絡協調を図り、次の事項を推進する。

イ 基礎資料の収集及び調査、研究

ロ 船舶の安全運行の励行指導

ハ 施設及び船舶の安全設備の指導監督

ニ 資機材の整備及び増強

ホ 防災に関する指導及び資料の配布

(2) 県

- イ 消火薬剤、油処理剤及びオイルフェンス等海上災害に必要な資機材の整備
- ロ 消火薬剤等海上災害に必要な資機材の備蓄量の把握とその整備促進

(3) 高松市(消防局)

消火薬剤、油処理剤及びオイルフェンス等海上災害に必要な資機材の整備

(4) 関係企業(高松市朝日町石油基地共同防災対策協議会)

消火薬剤、油処理剤及びオイルフェンス等海上災害に必要な資機材の整備

2. 公設消防力の強化促進

消火薬剤、油処理剤及びオイルフェンスの備蓄

県及び高松市消防局に消火薬剤、油処理剤及びオイルフェンスを備蓄する。

3. 危険物及び都市ガス専用岸壁(栈橋)の安全確保と自主保安体制の強化

(1) 関係企業は、危険物及び都市ガス専用岸壁(栈橋)の安全について常に注意し、パイプライン等の設備について、災害発生の危険防止に必要な点検を行う。

(2) 危険物及び都市ガス専用岸壁(栈橋)に消火栓を設け、大型タンカーの接岸の際には、化学消防車を配備する等、消防体制を設備する。また、油の排出に備え、オイルフェンス、油処理剤等の整備強化を図る。

4. 特殊作業船の災害防止協力体制の整備

災害に関しては、タグボート等特殊作業船の協力が必要とされるので、公設機関のものはもとより関係企業のものも含め、緊急時における円滑な協力が得られるよう高松海上保安部が中心となり、防災関係機関及び関係企業と必要事項について緊密な連絡を保つ。

5. 船舶の安全設備、保安体制の強化等

(1) 油タンカー等を含む危険物積載船舶及び付近在港船舶について、法令に準拠した立ち入り検査又は点検等を強化するとともに、台風等異常気象が予想される場合は必要な措置を講ずる。特に、津波異常気象の兆しがあり、災害発生が予想される場合には、港長は、荷役中止を勧告し、また、必要があれば、荷役中止又は港外移動を命ずる。

(2) 危険物積載船舶の立入検査を行い、危険物積載船舶運送及び貯蔵規制、港則法等関係法令の遵守取締りを行うとともに、災害防止に関し必要な指導を行う。

(3) 荷役関係企業の安全体制について監督指導を行う。特に災害発生に備え、消防設備及び必要資機材の準備点検について指導する。

(4) 付近航行船舶及び港内作業船に対し、接近させないように指導するとともに、付近における火気使用を禁止する。

第3節 設備・資機材等の整備強化

高松海上保安部、県、市、関係企業は、石油基地の災害防止に必要な設備、資機材

等の計画的整備拡充強化に努める。

1. 設備、資機材保有の現況

(1) 高松海上保安部

令和2年8月1日現在

船型	船名	基地	トン数	放水能力	その他の主要機械
PM型	いぶき	高松	250	1.2kℓ/分 放水銃×1 普通ノズル×1	泡原液 300ℓ
PC型	くりなみ	〃	113	1.27kℓ/分 放水口×1 普通ノズル×1	泡発生器 100ℓ/分×1
PC型	ことなみ	〃	61	1.2kℓ/分 放水銃×1 普通ノズル×1	泡沫発生器 30ℓ/分×1
CL型	ひなぎく	〃	25	2.6kℓ/分 放水銃×1 噴霧ノズル×1	泡沫発生器 470ℓ/分×1
PC型	あやなみ	坂出	113	2.9kℓ/分 放水銃×2 普通ノズル×2	泡沫発生器 2,705ℓ/分×2 泡原液 400ℓ
PC型	みねぐも	〃	61	放水口×1 普通ノズル×1 噴霧ノズル×1	
CL型	ことかぜ	〃	24	2.6kℓ/分 放水口×1 普通ノズル×1 噴霧ノズル×1	
PC型	きよづき	小豆島	113	2.9kℓ/分 放水銃×2 普通ノズル×2 噴霧ノズル×2	泡原液 400ℓ

(2) 香川県

品名	規格	数量	保管場所
泡消火薬剤貯蔵タンク	タンク容量 35,000ℓ	1基	坂出市番の州公園 資機材センター
泡消火薬剤	カゴフォームF623T3%型	35,000ℓ	坂出市番の州公園 資機材センター
オイルフェンス		160m	高松市朝日町資機材センター
油処理剤	ネオス AB3000 等	936L	高松港管理事務所他
油吸着材	TF-200 等	1,206kg	高松港管理事務所他

(3) 高松市

番号	区分	性能等	消防局	消防団	計
1	一般ポンプ車	普通ポンプ車	14	58	72
		水槽付ポンプ車	7		7
		小型動力ポンプ積載車		46	46
2	はしご車	はしご式	1		1
		先端屈折式	2		2
3	化学車	1,200ℓ/分	2		2
4	救助工作車		2		2
5	救急車	高規格	18		18
6	その他の緊急車両		31	5	36
7	小型動力ポンプ		15	2	17
8	救急艇		1		1
9	空気酸素呼吸器	空気	109		109
		酸素	2		2
10	携帯ガス検知器		28		28
11	耐熱防火服		25		25
12	消火薬剤	3%エアフォーム(たん白系)	1,440ℓ		1,440ℓ
		界面活性剤	16,229ℓ		16,229ℓ
		耐アルコール用泡原液	1,360ℓ		1,360ℓ
		粉末薬剤	210kg		210kg
13	オイルフェンス(A型)		290m		290m
14	油吸着剤		240kg		240kg

(4) 関係企業

高松朝日町地区

企業名		①	②	③	④	⑤
人事・機器材	種類・型式					
従業員総数		7	9	7	13	4
自衛消防組織設置義務		有 無	有 無	有 無	有 無	有 無
自衛消防組織	消防隊員総数	6	9	7	13	4
	専任隊員数					1
	兼任隊員数	6	9	7	13	3
	昼間出動可能人員	4	9	2	13	4
	夜間出動可能人員	2				
作業艇	消防船					
	その他		1			
泡放射ノズル銃砲 (発泡倍率 100 以下 で高発泡原液使用 のものを含む)	3,000ℓ/分以上					
	800ℓ/分～3,000ℓ/ 分未満					
	400ℓ/分～800ℓ/分 未満		11 本			
	400ℓ/分未満					
オイルフェンス(m)			360m			
移動可能な消火薬 剤(kL) (化学車積載分を含 む)	蛋白質系泡原液 (3%型換算)		80ℓ			
	耐アルコール用泡 原液(ℓ) 界面 高発泡型 活性剤 低発泡型 ライトウォーター 粉末薬剤(kg)				12.5kg	
固定消火設備用消 火薬剤	蛋白質系泡原液 (3%型換算) 耐アルコール用泡 原液(ℓ) 粉末薬剤(kg) その他		2,600ℓ			
油処理剤	沈降型 乳化分散型	18ℓ	1,026ℓ			
その他の消防機材	(油吸着材)	95kg	251kg			

① 出光興産(株)高松アスファルト基地

② 出光興産(株)高松油槽所

③ 高松エルピーガス販売協同組合

④ 四国岩谷産業(株)高松支店

⑤ (株)中橋商店 朝日町倉庫

企業名		⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
人事・機器材	種類・型式						
従業員総数		37	9	16	11	7	27
自衛消防組織設置義務		有 無	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無
自衛消防組織	消防隊員総数	14	8			7	18
	専任隊員数	11	4				
	兼任隊員数	3	4			7	18
	昼間出動可能人員	8	8			7	18
	夜間出動可能人員	8	2			1	1
作業艇	消防船						
	その他		1				
泡放射ノズル銃砲 (発泡倍率 100 以下 で高発泡原液使用 のものを含む)	3,000ℓ/分以上						
	800ℓ/分～3,000ℓ/ 分未満						
	400ℓ/分～800ℓ/分 未満						
	400ℓ/分未満		4				
オイルフェンス (m)			200m				
移動可能な消火薬 剤(kL) (化学車積載分を含 む)	蛋白質系泡原液 (3%型換算) 耐アルコール用泡 原液(〃) 界面 高発泡型 活性剤 低発泡型 ライトウォーター 粉末薬剤(kg)	228kg					
固定消火設備用消 火薬剤	蛋白質系泡原液 (3%型換算) 耐アルコール用泡 原液(〃) 粉末薬剤(kg) その他		1,000ℓ				
油処理剤	沈降型		54ℓ				
	乳化分散型			40ℓ			
その他の消防機材	(油吸着材)		4 箱				

⑥大同ガス産業(株)朝日町工場及び朝日町第二工場

⑦若宮産業(株)

⑧加茂谷運送(株)高松支店

⑨蓮井コンクリート(株)

⑩内外プロパン(株)

⑪四国ガス燃料(株)高松営業所

企業名		⑫	⑬	合計
人事・機器材	種類・型式			
従業員総数		14	15	176
自衛消防組織設置義務		有 無	有 無	
自衛消防組織	消防隊員総数	14		100
	専任隊員数			16
	兼任隊員数	14		84
	昼間出動可能人員	7		80
	夜間出動可能人員	2		16
作業艇	消防船			
	その他			2
泡放射ノズル銃砲(発泡倍率 100 以下で高発泡原液使用のものを含む)	3,000ℓ/分以上 800ℓ/分～3,000ℓ/分未満 400ℓ/分～800ℓ/分未満 400ℓ/分未満			11 本
オイルフェンス(m)				560m
移動可能な消火薬剤(kL) (化学車積載分を含む)	蛋白質系泡原液(3%型換算) 耐アルコール用泡原液(ℓ) 界面 高発泡型 活性剤 低発泡型 ライトウォーター 粉末薬剤(kg)	344kg		584.5kg
固定消火設備用消火薬剤	蛋白質系泡原液(3%型換算) 耐アルコール用泡原液(ℓ) 粉末薬剤(kg) その他			3,600
油処理剤	沈降型 乳化分散型	370ℓ		540 1,454ℓ
その他の消防機材	(油吸着材)	150kg		496kg

⑫四国ガス(株)高松工場

⑬(株)真屋商店

第4節 防災教育訓練計画

この計画は、石油基地災害の防止に必要な訓練及び教育について定める。

1. 防災訓練

防災関係機関及び関係企業は、共同又は単独で災害応急対策を円滑に実施するため、企業自体の訓練計画と相まって、次に定めるところにより平常時及び震災時対応の防災訓練を実施する。防災訓練は、図上訓練及び実施訓練の2種類とする。

(1) 訓練種目

- 地震対応訓練
- 緊急通報訓練
- 避難救助訓練
- 資機材調達訓練
- タンカー火災訓練
- タンクローリー等火災訓練
- 危険物及び高圧ガス等爆発火災訓練
- 流出油防除訓練

(2) 訓練の区分

イ 単独訓練

防災関係機関及び関係企業は、個別に毎年少なくとも1回以上、その主管する業務に関連した訓練種目を選定して、実施する。

ロ 総合訓練

防災関係機関及び関係企業は、合同してあらかじめ想定した災害に基づき、訓練種目を選定して実施する。

2. 防災教育

危険物及び高圧ガス等の貯蔵又は取り扱い上の不注意が、大災害をひき起こすおそれがあることにかんがみ、取扱物に対する教育を徹底する。

(1) 実施機関

イ 県(危機管理課)・高松市(消防局)

危険物関係の安全教育

ロ 中国四国産業保安監督部四国支部・県(危機管理課)

高圧ガス等の安全教育

ハ 高松海上保安部

海上及び船舶関係の安全教育

ニ 香川労働局・高松労働基準監督署

関係労働者の安全衛生教育

ホ 関係企業

従業員に対する保安教育

(2) 危険物及び高圧ガス等を取り扱う事業所の従事者に対し、危険物及び高圧ガス等の性質並びにその取り扱い方法について毎年1回以上講習会又は研修会を開催し、徹底した安全教育を行う。

危険物及び高圧ガスを取り扱う事業所の従事者以外の労働者に対しても、特に火気取り扱い等労働安全について徹底した安全教育を行う。

第4章 災害応急対策計画

この計画は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、災害の発生を防御又は災害の拡大を防止することを目的とする。

第1節 初動体制計画

この計画は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、迅速かつ正確な初動対応が防災対策上極めて重要であり、特に膨大な量の危険物、高圧ガス及び都市ガスが集積する石油基地にあっては、的確な初動対応がその災害の被害の軽減に決定的役割を果たすことになる。

1. 事業所の初動体制

(1) 平常時の初動体制

事業者は、施設等の異常が発生した場合における緊急停止等の緊急措置、事業所内通報体制等を防災規程等の事業所内規定に定め、異常発生時にはそれに従い緊急措置等を行うこととする。

(2) 地震発生時の初動体制

事業者は、地震が発生した場合における緊急停止等の緊急措置、事業所内通報体制等を防災規程等の事業所内規定に定め、地震発生時にはそれに従い緊急措置等を行うこととする。

なお、地震が発生した場合には、施設等の緊急点検を実施し、異常を確認した場合は、高松市消防局等に通報する。

2. 高松市消防局の初動体制

(1) 平常時の初動体制

発災事業所から通報があった場合、発災事業所に出場する。

(2) 地震発生時の初動体制

地震覚知後、石油基地を中心に管内巡視を行うとともに、避難経路の把握も行う。

3. 高松市朝日町石油基地共同防災対策協議会の初動体制

(1) 平常時の初動体制

発災事業所から通報があった場合、構成事業所に連絡をする。

(2) 地震発生時の初動体制

構成事業所に連絡をし、発災の有無を確認する。

第2節 通信情報計画

この計画は、平常時及び地震時の陸上における漏油、火災又は海上におけるタンカー一事故、油の流出火災等異常事態が発生した場合において、応急対策の実施に必要な情報の通報、伝達の確保について定める。

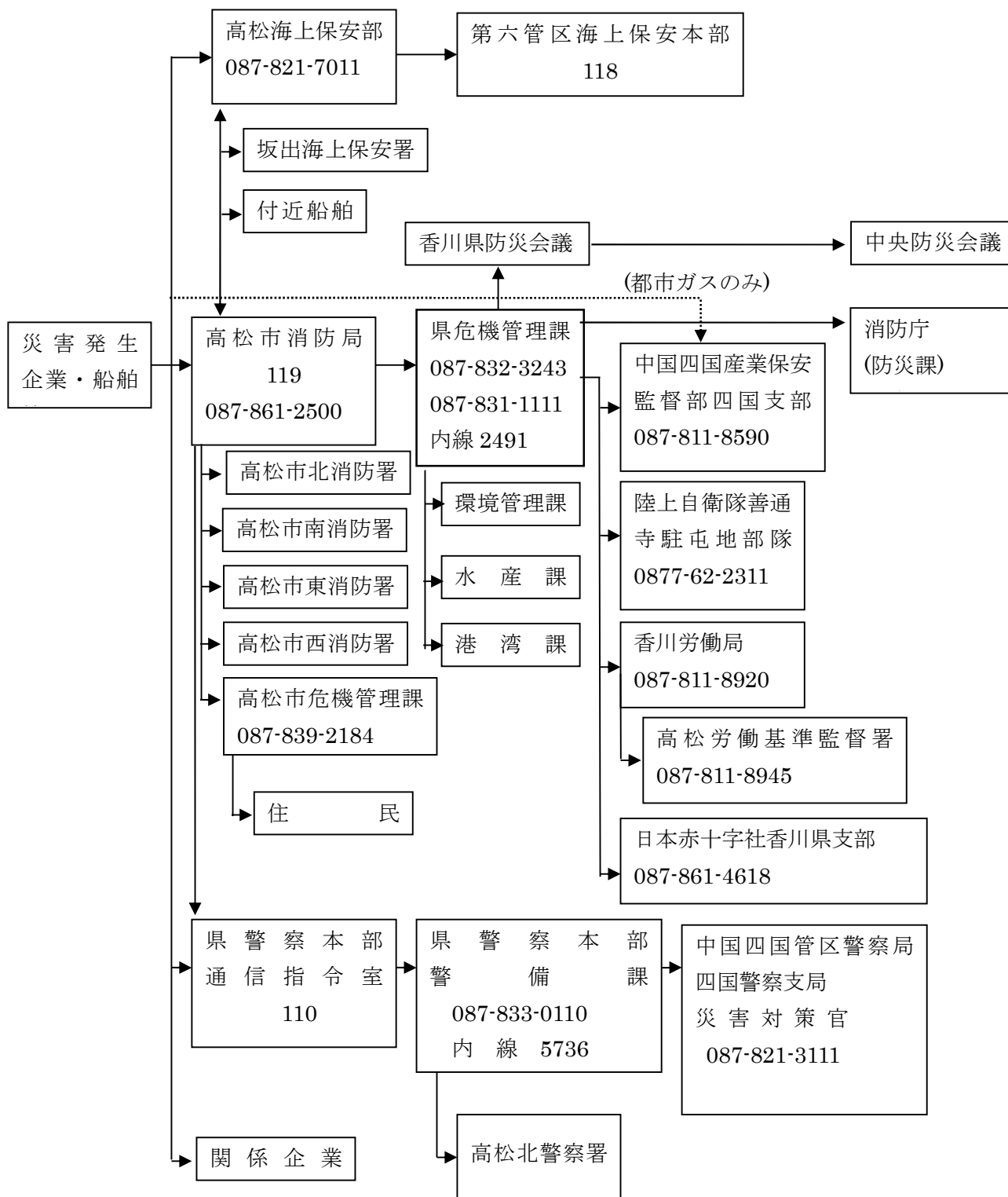
1. 実施責任(防災関係機関及び関係企業)

防災関係機関及び関係企業は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合(災害に至らない事故を含む。)には、次に定めるところにより遅滞なく情報を通報し、相互に交換し、総合的、効果的な応急対策を実施する。

2. 災害の緊急通報

災害の緊急通報は、次により実施する。

(1) 緊急通報の系統



- (2) 災害情報の内容及び災害発生通報先
通信及び相互に交換を要する災害情報の内容は、異常事態の発生の時刻、場所、災害の状況、応急措置の実施状況及び今後必要とされる対策とし、通報先は、直接関係機関及び関係企業とする。
- (3) 災害防御現場指揮本部設置時の情報
災害防御現場指揮本部が設置された場合は、すべての情報は同本部に伝達し、本部内において相互に交換する。

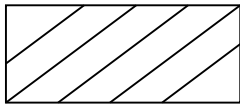
第3節 避難計画

この計画は、住民の生命、身体及び財産の保護を図るため必要とする避難措置について定める。

1. 実施責任

- (1) 高松市
市長は、災害が発生し、住民の生命、身体及び財産を保護するため必要があると認めるときは、自ら又は警察官若しくは海上保安官に要請し、避難のための立退きを指示する。
- (2) 県警察本部
警察官は、市長から要請があったとき又は市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるときは、住民その他の関係者に対し、避難のための立退きを指示する。
- (3) 高松海上保安部
海上保安官は、海上において人命を保護するため必要があるとき、又は市長から要請があったとき、若しくは市長が避難のため立退きを指示することができないと認めるときは、船舶乗組員、旅客、住民及びその他のものに対し避難のための立退きを指示する。
- (4) 自衛隊
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官がその場にはいない場合に限り、避難の指示等の措置をとることができる。
- (5) 関係企業
関係企業の責任者は、従業員の生命及び身体を保護するため必要と認めるときは、自主的に避難を指示する。

2. 避難場所及び経路



避難場所（津波による被害が想定される巨大地震発生時には、津波避難ビルに避難するものとする。）

3. 避難の実施

(1) 避難の指示は、おおむね次の基準により実施する。

イ 石油基地隣接地域住民

消防職団員、警察官、海上保安官及び自衛官は、火災等大規模な異常事態の発生により、災害の影響が石油基地の隣接地域に及ぶおそれがあると認めるときは、隣接地域の住民に対し、速やかに避難の指示をする。

ロ 石油基地内の従業員等

関係企業の責任者は、火災等異常事態が発生し、石油基地内の安全確保が困難と認められるときは必要最小限の従業員を残し、速やかに避難の指示をする。

(2) 避難指示の方法

イ 避難場所及び避難経路を明示する。

ロ 避難のための指導員を配置する。

ハ 固定放送設備又は広報車を用い、避難指示の徹底を期する。

(3) 避難指示後の措置

イ 市長は、避難の指示をしたとき、又は警察官若しくは海上保安官からこの旨通知を受けたときは、速やかに知事(県危機管理課)に報告する。

ロ 警察官は、避難地域内の警ら、警戒活動を強化し、盗難、火災の予防、警戒及び広報活動を行い、民心の安定と犯罪の予防取締りを実施する。

第4節 火災防御計画

この計画は、火災の警戒、延焼の防止及び鎮圧等火災の防御について定める。

1. 消火活動の分担

(1) 陸上の火災

陸上の消火活動は、主として消防機関が担当し、高松海上保安部がこれに協力する。

(2) 海上の火災

海上の消火活動は、主として高松海上保安部が担当し、消防機関がこれに協力する。

(3) 岸壁(栈橋)に係留された船舶の消火活動は、主として消防機関が担当し、高松海上保安部がこれに協力する。

2. 平常時の陸上における火災の防御

(1) 関係企業

異常事態が発生した場合における関係企業の措置すべき基本的事項は、次のとおりとする。

イ 異常事態発見者は、直ちに災害担当責任者に通報する。

ロ 災害担当責任者は、企業内全域において異常事態に対して警戒する。

- ハ 操業を中止する等必要な措置を講ずる。
- ニ 本章第2節通信情報計画に基づき、防災関係機関に通報する。
- ホ 隣接関係企業に通報する。
- ヘ 自衛消防組織による消火活動等を実施する。
- ト 緊急事態に対処する体制を整備する。
- チ 消防機関の受け入れ体制を整備する。
- リ 消防機関が実施する消火活動に協力する。

(2) 消防機関

緊急事態発生の通報を受けた消防機関は、直ちに出勤可能なすべての消防車両、資機材及び隊員の体制を整備し、消火活動及び救助活動を実施する。

イ 直接防御

直接防御に当たる消防隊員は、耐熱服を着用し、また、有毒ガス発生のおそれがある場合は、空気呼吸器を着用し、化学消防車による短時間に集中的に泡を火点に放射する。

ロ 間接防御

発泡設備を有しない消防車等は、人命救助を最優先して活動するとともに、化学消防車等の消火活動を援護し、又は隣接タンク等への延焼防止のための冷却放水を実施する。

ハ 貯蔵タンクの全面火災

貯蔵タンクの全面火災は、固定消火設備及び化学消防車等により泡を放射する。また、規模に応じて香川県下消防本部の応援要請や緊急消防援助隊の要請を行う。

ニ 消火薬剤の輸送

異常事態発生の通報を受けた消防機関は、その所有する消火薬剤のすべての量を速やかに輸送できる体制を整備し、現地に輸送する。

ホ 消防隊員の交代

長時間を要する大規模災害に備え、交代要員を非常召集し、待機させる。

ヘ 消防車等への燃料補給

消防車等への燃料補給措置を講ずる。

ト 高圧ガス貯槽の災害対策

高圧ガス貯槽若しくは配管設備からガスが漏洩し、又はガス火災が発生した場合には、次により措置する。

(イ) 速やかにガス漏洩の停止措置を講ずる。

(ロ) ガス検知器により風向等を考慮しながら警戒区域を設定し、火気の使用を厳禁する。

(ハ) ガス火災は、状況に応じた適切な消火等の措置を講ずる。

(ニ) 高圧ガス貯槽が輻射熱等により加熱されるおそれがある場合は、固定散水装置及び消防車等により冷却する。

チ 都市ガス貯槽の災害対策

- (イ) 速やかにガス漏洩の停止措置を講ずる。
- (ロ) ガス検知器により風向等を考慮しながら警戒区域を設定し、火気の使用を厳禁する。
- (ハ) ガス火災は、状況に応じた適切な消火等の措置を講ずる。
- (ニ) 都市ガス貯槽が輻射熱等により加熱されるおそれがある場合は、固定散水装置及び消防車等により冷却する。

リ 車両火災等

- (イ) タンクローリー等からの排出は、乾燥砂、土のう等により拡散防止措置を講ずる。
- (ロ) タンクローリー等の火災は、粉末又は泡放射により消火する。
- (ハ) 火災が発生したタンクローリー等は、延焼のおそれのない場所に移動する。

3. 震災時の陸上における火災の防御

(1) 関係企業

震災が発生した場合における関係企業の措置すべき基本的事項は、次のとおりとする。

- イ 震災発生時には、操業を中止する等必要な措置を講ずる。
- ロ 震災発生時には、安全を確保した上で設備に対する点検を行う。
- ハ 津波警報発表時は、屋外タンク等貯蔵設備の緊急遮断弁を閉め内容物の流出及び設備内部の圧力の異常を防ぐ。
- ニ 津波警報発表時は、ハの措置を講じ、各社で定められた場所へ速やかに避難する。

上記のほか平常時の防御処置を行う。

(2) 消防機関

震災が発生した場合における高松市消防局の措置すべき基本的事項は、次のとおりとする。

- イ 石油基地内の巡視を行う。
- ロ 石油基地以外の管内の巡視を行うとともに、避難経路の状況を把握する。

上記のほか平常時の防御処置を行う。

(3) 警察の措置

応急対策に従事する車両の通行を確保するため、次の措置を講ずる。

- イ 応急対策を実施する車両の優先通行を確保する。
- ロ 本章第3節2で定められた住民及び関係企業従業員の避難道路を確保する。

4. 海上における油の排出又は火災等の措置

(1) 陸上部からの排出

イ 発災企業の基本的措置

- (イ) 異常現象の発見者は、直ちに災害担当責任者に通報する。
- (ロ) 災害担当責任者は、直ちに構内に緊急警報をし、自衛消防組織により防災活動を実施するとともに操業中止、排水水門の閉鎖等必要な措置を講じ、構外への排出を防止する。
- (ハ) 災害担当責任者は、直ちに関係機関に通報する。
- (ニ) 災害担当責任者は、直ちに厳重な火気使用の禁止措置をする。
- (ホ) 海上へ排出のおそれがある場合は、直ちにオイルフェンスの展張、油回収船の出動等拡散防止のための必要な措置を講ずる。

ロ 近接企業の措置

二次災害防止のための必要な措置を講ずる。

ハ 消防機関の措置

海上保安部の要請等により必要な措置を講ずる。

ニ 警察の措置

応急対策に従事する車両の通行を確保するため、次の措置を講ずる。

- (イ) 応急対策を実施する車両の優先通行を確保する。
- (ロ) 本章第3節2で定められた住民及び関係企業従業員の避難道路を確保する。

ホ 高松海上保安部の措置

- (イ) 現場確認、その他の情報収集に当たる。
- (ロ) 海上への排出のおそれがある場合は発災企業及び関係機関との連絡を密にし、厳重な警戒を行うとともに必要な措置を講ずる。
- (ハ) 災害の拡大防止のため必要に応じ防除措置を実施し、付近船舶の航行制限を行う等必要な防御措置を講ずる。
- (ニ) 必要により香川地区大量排出油等防除協議会の出動を要請する。
- (ホ) 必要に応じ第六管区海上保安本部に巡視船艇、航空機等の応援派遣を要請する。

(2) 船舶及び海洋施設からの排出

イ 事故発生当事者等の措置

- (イ) 本章第2節通信情報計画及び通信規定に基づき通報する。
- (ロ) 残油の他のタンク等への移送、排出箇所に応急補修、関係バルブの閉塞等排出防止のための応急措置を講ずる。
- (ハ) オイルフェンスの展張等により、排出した油の拡散を防止する。
- (ニ) 排出した油の回収作業等必要な措置を講ずる。

ロ 高松海上保安部の措置

- (イ) 現場確認、その他情報収集に当たる。
- (ロ) 事故発生当事者及び関係企業に対し防除措置等必要な指示を行う。
- (ハ) 災害の拡大防止のため必要に応じ防除措置を実施し、付近船舶の航行制限

を行う等必要な防御措置を講ずる。

(ニ) 必要により香川地区大量排出油等防除協議会の出動を要請する。

(ホ) 必要に応じ第六管区海上保安本部に巡視艇、航空機等の応援派遣を要請する。

ハ 消防機関の措置

海上保安部の要請等により必要な措置を講ずる。

ニ 近接企業の措置

必要に応じ二次災害防止のための措置を講ずる。

(3) 陸上火災(岸壁、栈橋に係留された船舶を含む。)

イ 陸上の消火活動は主として消防機関が担当し、必要に応じ海上保安部がこれを協力する。

ロ 発災企業の基本的措置

(イ) 異常現象の発見者は、直ちに災害担当責任者に通報する。

(ロ) 災害担当責任者は直ちに、緊急警報をし、自衛消防組織により防災活動を実施するとともに、操業を中止する。

(ハ) 災害担当責任者は、直ちに消防機関に通報するとともに、消防機関等の受け入れ態勢を整備する。

(ニ) 入出荷施設に係留中の船舶災害については、船長及び施設を管理する企業は、消防機関等への通報、初期防災活動等、必要な措置をとる。

ハ 消防機関の措置

発災企業から災害の通報を受けた時は、緊急通報系統に基づき、警察署、海上保安部、その他の関係機関に通報するとともに、直ちに出勤可能なすべての消防用資機材及び隊員の体制を整備し、消火活動を実施する。

ニ 警察の措置

応急対策に従事する車両の通行を確保するため、次の措置を講ずる。

(イ) 応急対策を実施する車両の優先通行を確保すること。

(ロ) 本章第3節2で定められた住民及び関係企業従業員の避難道路を確保する。

ホ 高松海上保安部の措置

消防機関の要請等により必要な措置を講ずる。

ヘ 近接企業の措置

二次災害防止のための必要な措置を講ずる。

(4) 海上火災

イ 海上の消火活動は主として海上保安部が担当し、必要に応じ消防機関がこれに協力する。

ロ 発災船舶及び関連企業の措置

(イ) 関係機関へ通報

(ロ) 初期消火活動等必要な措置を講ずる。

- (ハ) 自衛消防組織等による陸上施設への延焼防止等必要な措置を講ずる。
- (ニ) 海上保安部の指示に基づき必要な措置を講ずる。

ハ 高松海上保安部の措置

- (イ) 人命救助作業を実施する。
- (ロ) 消火作業を実施する。
- (ハ) 延焼防止等のため必要な措置を講ずる。
- (ニ) 二次災害防止のため必要な措置を講ずる。
- (ホ) 火災が陸域に接近している場合は、消防機関の協力を要請するとともに、関係事業所の自衛消防組織等に必要な措置の実施について指示する。
- (ヘ) 必要に応じ第六管区海上保安本部に巡視船艇、航空機等の応援派遣を要請する。

5. 自衛隊の災害派遣(陸上自衛隊第14旅団第15即応機動連隊)

- (1) 知事から要請があったとき又は災害の事態が緊急を要し、知事等の要請を持つては、時機を失すおそれがあると認めるときは、速やかに部隊等を派遣し、他の防災関係機関と連携して対策を実施する。
- (2) 他の部隊の応援を要する場合は、その連絡調整に当たる。
- (3) 知事からの撤収の要請を受理したとき、又は、必要がなくなつたと認める場合は、速やかに部隊を撤収する。

6. 火災防御現場指揮本部の開設

火災が発生し又は発生するおそれがあるときは、下記により速やかに火災防御現場指揮本部(以下「本部」という。)を開設し、防災関係機関及び関係企業の現地責任者が常駐し、県及び高松市の災害対策本部と密接な連絡のもとに、火災防御の総合的、効果的な対策を推進する。

- (1) 火災防御現場指揮本部長
本部長は次の者をもって充てる。
 - イ 陸上における火災の場合は、高松市長
 - ロ 海上における火災の場合は、高松海上保安部
- (2) 本部長の任務
本部長は、本部の開設を防災関係機関及び関係企業に通知するとともに、現地責任者を招集し、総合的な対策の連絡調整に当てるほか、自らの所管に係る災害防御について指揮する。
- (3) 本部の設置場所
 - イ 陸上における火災の場合は、現地に近い建築物又は野外
 - ロ 海上における火災の場合は、高松海上保安部

(4) 本部の設置

イ 無線通信設備

(イ) 自衛隊通信車

(ロ) 消防本部無線

(ハ) 警察無線

ロ 電話設備

N T T 西日本株式会社香川支店災害地特設公衆電話

ハ 電力設備

四国電力送配電株式会社高松支社移動電源車

ニ その他

野外に設置する場合は、幕舎、机及び椅子等

第5節 相互応援協力計画

この計画は、災害応急対策実施機関相互、関係企業間、県内市町及び隣接県の応援協力について定める。

1. 関係企業間

関係企業において締結する相互応援協定に基づき、相互に協力する。

2. 高松海上保安部と消防機関

高松海上保安部と消防機関が締結する相互応援協定に基づき、相互に協力する。

3. 市町の応援

高松市が他の市町の応援を必要とするときは、香川県消防相互応援協定に基づいて要請する。

4. 消防機関と自衛隊

消防機関は、災害派遣により出動した自衛隊と、その都度協議のうえ応援対策を実施する。

5. 隣接県の応援

知事は、災害の状況に応じ、他県の応援を必要と認めるときは、災害対策基本法第74条に基づき、所要資機材及び人員を示し、協力を要請する。

第6節 資機材の調達計画

この計画は、応急対策の実施に際し、防災関係機関の有する資機材に不足を生ずる場合における、その調達先及び輸送方法について定める。

1. 調達先

(1) 消火薬剤

イ 香川県

ロ 高松市

ハ 関係企業

ニ 他県の備蓄消火薬剤

消防庁を通じ、他県の備蓄消火薬剤を調達する。

ホ 県内販売業者を通じ、製造業者より調達する。

(2) 油処理剤

イ 香川県

ロ 高松市

ハ 関係企業

(3) オイルフェンス

イ 香川県

ロ 高松市

ハ 関係企業

ニ 漁業関係者

ホ その他

2. 輸送方法

調達資機材の緊急輸送は、おおむね次の方法により行う。

(1) 社団法人香川県トラック協会の車両による。

(2) 災害派遣の要請による自衛隊の車両を使用する。

資

料

防災相互応援協定(岡山県・香川県)

(目的)

第1条 この協定は、岡山県(以下「甲」という。)と香川県(以下「乙」という。)との間で、特殊災害の発生のおそれのある場合に対処するため、災害対策基本法第74条の規定に基づき相互の迅速かつ適切な通報、連絡及び相互応援体制について定め、もって特殊災害の被害を最小限に止めること及び発生を防止することを目的とする。

(定義)

第2条 特殊災害とは、石油コンビナート地帯における油火災、備讃瀬戸海域におけるタンカー事故による油の流出等の広域かつ大規模な災害をいう。

(通報及び連絡)

第3条 甲又は乙は、それぞれの行政区域内に特殊災害が発生し、又は発生のおそれのある場合、乙又は甲に対し速やかにその状況を通報するとともに相互に連絡するものとする。

(応援要請)

第4条 甲又は乙の行政区域内に特殊災害が発生した場合並びに発生のおそれがある場合で、被害を最小限に防止するため必要があると認めるときは、乙又は甲に対して応援の要請をすることができる。

(応援事項)

第5条 前条の応援要請事項は、次のとおりとする。

- (1) 被害状況及び応急措置等に関する情報資料の提供
- (2) 流出油処理剤、化学消火剤及びオイルフェンス等必要資機材の援助
- (3) 職種別に必要な人員の派遣
- (4) 前各号に定めるもののほか必要と認める事項

(費用負担)

第6条 応援に要した費用は、受援者の負担とする。ただし、特に必要がある場合には、甲及び乙が協議して定めることができる。

(連絡協議会)

第7条 甲及び乙の相互応援体制の円滑化を図るため、甲、乙及び関係市町等をもって構成する特殊災害連絡協議会を設置し、別に定めるところにより、必要の都度会議を開催するものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めるもののほか、必要な事項は、甲、乙協議して別に定めるものとする。

附 則

- 1 この協定は、昭和48年5月10日から施行する。
- 2 この協定書は、2通作成し、甲、乙各1通を所持する。

昭和48年5月10日

甲 岡山県知事 長野士郎

乙 香川県知事 金子正則

香川県石油基地防災対策連絡協議会会則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、「香川県石油基地防災対策連絡協議会」と呼称し、事務所を香川県危機管理総局に置く。

(目的)

第2条 本会は、県内の臨海工業地帯における災害を未然に防止するため、並びに災害の発生のおそれがある場合、又は発生した場合における事故対策を迅速的確に実施し、災害を局限するため、関係機関及び関係企業が密接に連絡を図り、もって住民の安全確保を図ることを目的とする。

(実施事項)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に定める事項を行う。

- (1) 構成機関相互の情報連絡に関すること。
- (2) 事故対策に必要な資材、器具等の整備に関すること。
- (3) 災害に対する予防及び対策の大綱に関すること。
- (4) 事故発生時における資材、器材等の相互協力に関すること。

(構成機関)

第4条 本会は、次の会員をもって構成する。

中国四国産業保安監督部四国支部保安課長
香川労働局労働基準部健康安全課長
高松労働基準監督署長
高松海上保安部警備救難課長
陸上自衛隊第14旅団第15即応機動連隊第3科長
香川県警察本部警備課長
香川県危機管理総局危機管理課長
香川県環境森林部環境管理課長
香川県農政水産部水産課長
香川県土木部港湾課長
高松市消防局消防防災課長
高松市消防局予防課長
高松市総務局危機管理課長
日本赤十字社香川県支部事業推進課長
高松市朝日町石油基地企業代表

(会議)

第5条 会議は必要に応じ、随時開催する。

- 2 会議は、香川県危機管理総局危機管理課長が招集し、これを主宰する。
- 3 会議は、第3条各号に掲げる事項その他に重要な事項を協議する。
- 4 会議には必要と認める場合、構成機関以外の関係者を出席させることができる。

附則

昭和54年4月1日一部を改正し、4月1日から実施する。

平成23年9月29日一部を改正し、9月29日から実施する。

平成24年6月29日一部を改正し、6月29日から実施する。

令和3年2月1日一部を改正し、2月1日から実施する。

香川地区大量排出油等防除協議会会則

(目 的)

第1条 この協議会は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第43条の6（排出油等の防除に関する協議会）の規定に基づき、香川地区（高松海上保安部管轄区域内海域及びその隣接海域（以下、同））において、大量の油若しくは有害液体物質（以下、油等という。）の排出事故が発生した場合の防除活動について必要な事項を協議し、かつ、会員間における連携を推進すること及び他の地区の大量排出油等防除協議会との連携を推進する機関としての役割を果たすことを目的とする。

(会の名称)

第2条 会の名称を「香川地区大量排出油等防除協議会」（以下、地区協議会という。）とする。

(地区協議会の業務)

第3条 地区協議会は次の業務を行う。

(1) 排出油等防除計画の策定

- イ 情報の共有
- ロ 人員、施設、機材の動員、輸送
- ハ 出動船艇相互間の通信連絡
- ニ その他必要事項

(2) 排出油等防除に必要な施設、機材の整備の推進

(3) 排出油等防除に関する研修又は訓練

(4) 排出油等防除活動の連携の推進

(5) 排出油等処理剤の使用に関する事項

(6) その他排出油等防除に必要な事項

(組 織)

第4条 地区協議会は、会長及び会員をもって組織する。

2 会長は、高松海上保安部長をもってあてる。

3 会長は、会務を統理する。

4 会員は、高松海上保安部管轄区内において排出油等防除に関係ある別表に掲げる機関の長又はその指名する職員をもってあてる。

5 地区協議会に、排出油等防除に関する技術的事項の調査研究及び事故発生時における技術的事項に関する助言を行うため、技術専門委員会をおくことができる。

6 技術専門委員会の委員は、会員の推薦するものうちから会議の同意を得て委嘱する。

(会 議)

第5条 会議は、定例会議及び臨時会議とし、会長が招集する。

- 2 定例会議は、年1回開催する。
- 3 臨時会議は、必要がある場合に開催する。

(資料の交換)

第6条 会員は、排出油等防除に必要な次の資料を年1回（3月末日現在）会長に提出するものとする。なお、防除能力に大幅の変更があった場合は、そのつど会長に通知するものとする。

- (1) 施設、機材の整備、保有状況
 - (2) 情報連絡体制（連絡担当者、昼夜間の電話番号等）
 - (3) その他必要な事項
- 2 会長は、前項の資料をとりまとめのうえ、情報の共有を図るとともに、広域防災活動に活用するものとする。

(情報提供)

第7条 会長は、大量の油等が排出され、又は排出のおそれがある場合は、会員に対し、すみやかに事故に関する情報を通知する。

(総合調整本部の設置及び活動の調整)

第8条 大量の油等が排出され、又は排出のおそれがある場合、会長は直ちに総合調整本部を設け、情報の共有を図るとともに防除措置状況等の周知に努め、会員がそれぞれの立場に応じて連携協力を図り、迅速かつ的確な防除活動を実施するために必要な活動の調整を行うものとする。

- 2 防除活動を実施する会員は、その所属する幹部職員を総合調整本部に派遣するものとする。

(排出油等防除活動の実施)

第9条 会員である船舶所有者、石油関係企業等は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第39条第2項各号に掲げる原因者又は同条第4項各号に掲げる協力者として防除活動を実施するものとする。

- 2 会員である関係行政機関及び地方公共団体は、固有の事務又は海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第41条の2の規定による管区海上保安部長又は海上保安部署長の要請により、防除活動、二次災害防止等の対策を実施するものとする。
- 3 会員である民間防災機関、曳船、サルベージ、油防除資機材メーカー、漁業者団体等は、原因者や地方公共団体等からの要請又は自衛措置により、防除活動、二次災害防止等の対策を実施するものとする。
- 4 各会員の防除活動は、それぞれの固有の指揮系統のもと実施するものとする。

(求償事務)

第10条 防除活動に要した費用の求償に関する事務は、各会員ごとに処理することを原則とする。

(訓 練)

第11条 排出油等事故発生時における会員の防除活動を演習するため、毎年1回以上訓練（図

上演習を含む)を行うものとする。

(災害補償)

第12条 防除活動を実施した者が、そのために死亡し負傷し、若しくは病気にかかり、又は廃疾となった場合における災害補償については、法令に別段の定めのあるもののほか、当該被災した職員が所属する機関があたるものとする。

(経費)

第13条 会長は、この会の運営に関して特に必要があると認める場合は、臨時会費を徴収することができる。

2 国、消防、警察、水難救済会の会員は、臨時会費の徴収を免除するものとする。

3 臨時会費を徴収した場合、地区協議会に会計幹事を置くものとする。

(協議)

第14条 この会則に疑義が生じた場合及びこの会則に定められていない事項について協議の必要がある場合には、その都度協議し決定するものとする。

(排出油等防除計画にかかる意見の提出)

第15条 地区協議会は海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第43条の6第2項の規定に基づき、会員の協議により必要と認める場合には、香川地区にかかる同法第43条の5第1項に基づく排出油等防除計画について、海上保安庁に対して意見を述べるものとする。

(庶務)

第16条 地区協議会の庶務は、高松海上保安部警備救難課において行う。

附 則

1 この会則は、昭和49年9月2日から施行する。

附 則

1 この会則は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成18年法律第68号）施行の日から施行する。

附 則

1 この会則は、平成19年6月26日から施行する。

(昭和61年6月27日一部改正)

(平成7年7月19日一部改正)

(平成8年6月26日一部改正)

(平成19年6月26日一部改正)

(平成26年7月1日一部改正)

(平成29年7月7日一部改正)

船舶消防相互援助協定(高松市・高松海上保安部)

(目的)

第1条 この協定は「海上保安庁の機関と消防機関との業務協定の締結に関する覚書(昭和43年3月29日)」に基づき船舶の火災及びその他の災害について高松市(以下「甲」という。)と高松海上保安部(以下「乙」という。)が協力し、相互の能力を活用して被害を最小限度に防止し、併せて消防教務の調整を図ることを目的とする。

(区域)

第2条 この協定に基づく相互援助の区域は高松市沿岸港湾及び河川とする。

(業務の調整)

第3条 次に掲げる船舶の消火活動は主として甲が担任するものとし、乙はこれに協力するものとする。

- (1) ふ頭又は岸壁にけい留された船舶及上架又は入渠中の船舶
- (2) 河川及び湖沼における船舶

2 前項以外の船舶の消火活動は主として乙が担任し、甲はこれに協力するものとする。

(火災の原因調査等)

第4条 船舶の火災の原因並びに火災及び消火により受けた損害の調査は、甲と乙が協議してこれを行うものとする。

(資料・情報の交換等)

第5条 法律に定めるもののほか、入港船舶の危険物積載の状況、化学消火剤の備蓄状況等消火活動上あらかじめ掌握しておくことが必要と認められる資料及び情報については相互に交換するものとする。

(災害の通報)

第6条 甲又は乙は、船舶の火災を知ったときは、相互に直ちにその旨を通報するものとする。

2 甲は、船舶の火災について放火又は失火の犯罪があると認めたとき、又はその疑いのあるときは、直ちに乙に通報するとともに、必要な証拠の保全に努めなければならない。

(消火てん末の報告)

第7条 甲又は乙が単独で船舶の火災の消火に従事したときは、速やかにそのてん末を相互に連絡するものとする。

(出動経費の負担)

第8条 船舶の火災の消火活動に要した経費は、出動した機関がそれぞれ負担するものとする。ただし、特に多額の経費を要した場合における当該特別に要した経費の負担は、その都度両者が協議のうえ定めるものとする。

(定義)

第9条 この協定において「けい留された船舶」とは、接岸した船舶及びその船舶にけい留してするすべての船舶をいう。

2 「河川内の船舶」とは、河川の最下流橋より上流にあるすべての船舶をいう。

(協力負担)

第10条 乙の協力事項は、次のとおりとする。

(1) 巡視船艇又は海上保安官を派遣して甲の消防作業を援助するとともに、船艇による海上交通の警戒及び輸送の便宜を供与するものとする。

(2) 火災船舶及び類焼のおそれのある船舶を移動する必要があるときは、これに協力するものとする。

2 甲の協力事項は、次のとおりとする。

乙の指定する場所又は船舶に必要な消防隊を派遣して、乙の消防作業を援助するものとする。

(応援の要請)

第11条 甲は港湾及び河川に接する施設又は物件の火災で必要と認めるときは、乙に応援を要請することができる。

(火災以外の船舶の災害救助)

第12条 火災を除く船舶の災害救助は乙の責任とする。ただし甲は、船舶及び乗船者の緊急を要する危険を認めた場合は、自己の責任において応急措置を行った後、乙に通報し、業務を引き継ぐものとする。

(応援職員の義務)

第13条 応援のため出動した海上保安官又は消防隊員は、受援者側指揮者の意見を尊重するものとする。

(火災予防に関する相互協定)

第14条 船舶及び河川に接する施設又は物件の火災予防に関しては、その法令その他の定めるところに従い甲又は乙において実施し、必要と認めるときは、相互に援助協力するものとする。

(大型タンカー等の事故対策)

第15条 大型タンカー等の事故の場合における消火活動を効果的に行うため、甲及び乙は地方防災会議等を活用して、おおむね次の事項につき連絡調整を行うものとする。

(1) 情報及び資料の交換

(2) 消火活動要領の作成

(3) 必要な器材・器具等の調整計画の作成及びその実施の推進

(その他の協定)

第16条 この協定に基づくもののほか、必要な事項については、甲・乙協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この協定は、昭和 44 年 6 月 13 日から施行する。
- 2 この協定書は、2 通作成し、各 1 通を所持する。
- 3 この協定を改廃する必要があるときは、甲・乙協議のうえ文書で行うものとする。
- 4 昭和 39 年 6 月 1 日に協定した船舶火災相互援助協定は廃止する。

以上の証拠としてこの協定に署名押印する。

昭和 44 年 6 月 13 日

高 松 市 長 三 宅 徳 三 郎
高松海上保安部長 黒 磯 暎 三

高松市朝日町石油基地共同防災対策協議会

会 則

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 本会は高松市朝日町 4 丁目に設置されている危険物取扱事業所(以下「石油基地」という。)が協定して危険物関係の貯蔵取扱いの安全を図り、石油基地の公害を含む災害(以下「災害」という。)防止に関する対策の確立と推進を図るとともに、災害による被害を最小限に止めるため相互の援助、協力し、公共の安全を確保することを目的とする。

(名称と事務所)

第 2 条 本会は、高松市朝日町石油基地共同防災対策協議会と称し、事務所は会長が所属する事業所に置く。

第 2 章 組 織

(組 織)

第 3 条 本会は、朝日町石油基地内の各事業所で組織する。

(役 員)

第 4 条 本会は、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副 会 長 1 名
- (3) 会計委員 1 名
- (4) 会計監査委員 1 名

(役員を選出)

第 5 条 会長は、本会に加入している石油会社各事業所代表者で順番制とする。

2 会長以外の役員は各事業所代表者で順番制とする。順番制は別紙覚書による。

(役員の仕事)

第 6 条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し、本会を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長不在のときはこれを代行するほか本会の庶務並びに企画を担当し各事業の円滑な推進を図る。
- (3) 会計委員は本会の会計を担当し、各事業所間の連絡を行う。
- (4) 会計監査委員は、会計業務が適正に行われていることを定期及び必要により随時確認する。

(役員の仕事)

第 7 条 役員の仕事は 1 年として再任を妨げないものとする。

2 役員は仕事満了しても後任が選任されるまでの間はその業務を行うものとする。

第 3 章 事 業

(事 業)

第 8 条 本会は第 1 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の連絡協調に関する事項
- (2) 災害防止に関する危険物施設等の運営、管理の基準作業及び実施

- (3) 災害予防及び対策についての調査研究並びに実施に関する事項
- (4) 災害発生時の相互援助に関する事項
- (5) 会員の教育、研修に関する事項

第 4 章 会 議

(総 会)

第 9 条 本会の会議は定期総会および臨時総会とし、定期総会は毎年 4 月に会長が招集し、臨時総会は会長が必要と認めるとき又は会員の過半数の要望があるときに召集する。

2 総会は会員の 3 分の 2 以上の出席で成立し、議決はその過半数の賛同を必要とする。賛否同数の場合は議長がこれを決する。

3 総会は次の事項を審議決定する。

- (1) 予算及び決算
- (2) 事業計画及び事業報告
- (3) 役員の選出及び承認
- (4) 会則の変更
- (5) その他必要事項

(役 員 会)

第 10 条 役員会は、会長が必要と認めるとき、その都度召集する。

2 役員会は、次の事項を協議する。

- (1) 会の運営に関する事項
- (2) 総会に提出する懸案事項
- (3) その他必要な事項

(役員会等)

第 11 条 本会は、必要に応じて委員会等を設けることができる。

2 委員会は、次の事項について協議、研究を行う。

- (1) 委員会等の運営に関する事項
- (2) その他専門的事項

第 5 章 会計及び会費

(会計年度)

第 12 条 本会の会計年度は、毎年 6 月 1 日から翌年の 5 月 31 日までとする。

2 本会の予算、決算は総会の承認を得るものとする。

(会 費)

第 13 条 本会の会費は、本会に加入している事業所ごとに年額 1 万 5 千円を納入するものとする。

2 本会の会費は、次の費用に充てる。

- (1) 会 議 費
- (2) 本会運営に要する事務費
- (3) その他本会の運営に必要な経費

3 臨時に支出を必要とするときはその都度総会の議決により別に納入するものとする。

(細 則)

第 14 条 本会運営のため必要な事項について別に細則を定める。

附 則

1. この会則は昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。
昭和 60 年 10 月 23 日 改訂
平成 26 年 6 月 4 日 改訂

高松市朝日町石油基地共同防災対策協議会加盟事業所

令和2年8月1日現在

事業所名	電 話
出光興産株式会社 高松アスファルト基地	8 5 1 - 2 4 5 8
株式会社 中橋商店	8 2 2 - 3 7 1 1
高松エルピーガス販売協同組合	8 5 1 - 9 3 9 6
大同ガス産業株式会社	8 5 1 - 7 0 1 7
四国岩谷産業株式会社 高松支店	8 5 1 - 6 2 7 7
出光興産株式会社 高松油槽所	8 5 1 - 1 2 6 0
四国ガス燃料株式会社 高松営業所	8 2 1 - 2 2 7 2
内外プロパン株式会社	8 2 1 - 8 1 5 4
四国ガス株式会社 高松工場	8 1 1 - 2 2 1 0
若宮産業株式会社	8 5 1 - 4 8 2 4
加茂谷運送株式会社 高松支店	8 2 1 - 2 5 1 1
株式会社 真屋商店	8 1 5 - 7 7 5 7

高松港台風・津波等災害防止対策協議会会則

第1章 目的及び事業

(名称)

第1条 本会は、高松港台風・津波等災害防止対策協議会(以下「協議会」という。)という。

(目的)

第2条 協議会は、高松港における台風、津波、発達した低気圧等(以下「台風等」という。)による海難及び災害の防止、被害の軽減に資するための諸対策を検討し、高松港長(以下「港長」という。)に対し、必要な建議を行うとともに、これらに関する調査研究を行い、もって高松港の安全の確保に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 台風等による海難及び災害の防止等のための「高松港台風・津波等災害防止対策措置要領」の策定に関すること。
- (2) 台風等による海難及び災害の防止等に必要な建議、伝達等に関すること。
- (3) 台風等による海難及び災害の防止等に必要な調査研究に関すること。
- (4) その他、台風等による海難及び災害の防止等に必要な事項に関すること。

第2章 会員及び役員等

(会員)

第4条 協議会は、高松港を利用する海事関係者等及び関係行政機関をもって構成し、会員は別表「会員名簿」のとおりとする。

2 新たに入会しようとする者又は退会しようとする者は、会長に申し出なければならない。

(役員)

第5条 協議会には、会長1名、副会長若干名を置く。

第6条 会長、副会長は、総会において会員の互選により選出した者とする。

2 会長、副会長の任期は2年とし、再選を妨げない。

3 会長は、協議会を代表し、議事その他会務を統括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあった場合、その職務を代行する。

(顧問)

第7条 協議会に、顧問若干名を置くことができる。

2 顧問は、総会の推薦により、会長が委嘱する。

第3章 総会等

(総会)

第8条 協議会は事業の運営にかかる重要事項の決定及び徹底、台風等による海難及び災害の防止等に関する意識の高揚を図るため、総会を開催する。

2 総会は、原則として年1回開催するほか、会長が必要と認めるとき、または港長の要請があったときに開催する。

- 3 総会の議長は、会長が行う。
- 4 総会は、会員の過半数の出席をもって成立し、議事は出席会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。
- 5 会長は、オブザーバーとして学識経験者等を総会に出席させることができる。

(緊急時対策検討委員会)

第9条 協議会の目的を達成するため、緊急時対策検討委員会(以下「委員会」という。)を置き、委員会規則は、総会の議決を経て別に定める。

- 2 会長は、台風等による海難及び災害発生のおそれがある場合で、至急に必要な諸対策を検討しなければならないとき、または港長の要請があったときに委員会を開催する。
- 3 会長は、委員会を開催する時間的余裕がないと判断したときは、必要な諸対策について委員と連絡を執ることにより、委員会の開催に代えることができる。

第4章 その他

(事務局)

第10条 協議会の事務局は、高松海上保安部航行安全課に置く。

- 2 事務局は、協議会の庶務をつかさどる。

附則

この規約は、平成22年7月26日から実施する。

この会則は、平成25年5月15日から施行する。